

# 大衡村

第4次 障害者基本計画  
第7期 障害福祉計画  
第3期 障害児福祉計画

令和6年3月

大 衡 村



## 目 次

### 第1編 総 論

第1章 計画の基本事項 .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画期間 .....	1
第3節 計画の法的根拠 .....	2
第4節 計画の位置づけ .....	3
第5節 計画の策定体制 .....	4
第2章 障害者を取り巻く現状 .....	5
第1節 大衡村の概況 .....	5
第2節 障害や病気によって支援が必要な人の状況 .....	7
第3節 障害児の教育・保育の状況 .....	13
第4節 障害者雇用の状況 .....	14
第5節 アンケート調査結果の概要 .....	16

### 第2編 第4次障害者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方 .....	25
第1節 基本理念 .....	25
第2節 施策方針 .....	26
第3節 施策体系 .....	28
第4節 計画の推進体制 .....	29
第5節 円滑な事業実施のための方策 .....	31
第2章 施策の展開 .....	32
方針1 誰もが自分らしく暮らす .....	32
方針2 誰もが安心して生活できる .....	37

### 第3編 第7期障害福祉計画

第1章 基本方針 .....	41
第2章 第6期障害福祉計画の進捗 .....	43
第3章 第7期障害福祉計画における成果目標 .....	48
第4章 障害福祉サービス等の見込量 .....	54
第1節 訪問系サービス .....	54
第2節 日中活動系サービス .....	56
第3節 居住系サービス .....	60
第4節 相談支援 .....	62
第5節 発達障害者等のサービス .....	63

第5章 地域生活支援事業 .....	65
第1節 必須事業 .....	65
第2節 任意事業 .....	70
第4編 第3期障害児福祉計画	
第1章 基本方針 .....	71
第2章 第2期障害児福祉計画の進捗 .....	73
第3章 第3期障害児福祉計画における成果目標 .....	75
第4章 障害児支援サービスの見込量 .....	77
第1節 障害児通所支援等 .....	77
第2節 障害児相談支援 .....	78
資料編	
1 大衡村障害基本計画等策定委員会設置要綱 .....	79
2 大衡村障害基本計画等策定委員会委員名簿 .....	81
3 計画の策定経過 .....	81
4 用語説明 .....	82



第1編 総論



## 第1章 計画の基本事項

### 第1節 計画策定の趣旨

本村では、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化など、地域環境の変化を踏まえ、「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら ～みんなで支え 笑顔で暮らせる まちづくり～」を基本理念とする「第六次大衡村総合計画」の「施策大綱4：みんなが健康で元気なまちづくり」によって、すべての住民が健康で元気に暮らせるまちづくりを進めています。

障害者福祉にかかる施策及び事業については、施策全般に関する基本的な計画である「第3次障害者基本計画」とともに、障害福祉サービス各事業の見込量等の確保を図る「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害者（児）や難病患者の自立と、その家族の暮らしを支えるための生活全般にわたる総合的な支援、サービスなどの適切な提供と環境整備に向け取組を進めてきました。

今般、「第六次大衡村総合計画」の個別分野計画でもある「第3次障害者基本計画」、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」が終了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画（以下、「本計画」という。）を策定し、各施策のさらなる推進を図ることとしました。

### 第2節 計画期間

「障害者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、法律・制度面で、新たな法整備の動きがあった場合は、国の動向を踏まえながら、柔軟に見直しを行います。

#### ■計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者基本計画（6年間）	第4次					
障害福祉計画（3年間）	第7期			第8期		
障害児福祉計画（3年間）	第3期			第4期		
大衡村総合計画（10年間）	第6次（令和2～11年度）					

### 第3節 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画で構成されますが、本村では、この3計画が相互に密接な関係があること、地域共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、一体的に策定しました。

#### 1 障害者基本計画

障害者基本法第11条に基づく障害者のための施策に関する計画であり、保健・福祉や教育、居住環境など障害者に関するあらゆる分野を網羅した障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を示す計画です。

#### 2 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即した障害福祉サービス等の確保に関する計画です。障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要量を見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、また、それらの提供体制について計画します。

#### 3 障害児福祉計画

児童福祉法第33条に基づき、国の定める基本指針に即した障害児通所支援や障害児相談支援の確保に関する計画です。なお、障害児福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要量を見込むとともに、提供体制について計画します。

#### 4 計画の対象者

本計画における障害者の範囲は、障害者基本法の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能に障害があるため、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障害（自閉スペクトラム症、学習障害など）、高次脳機能障害などを含みます。

また、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、すべての住民、すべての関係者が対象となる施策・事業も含まれます。

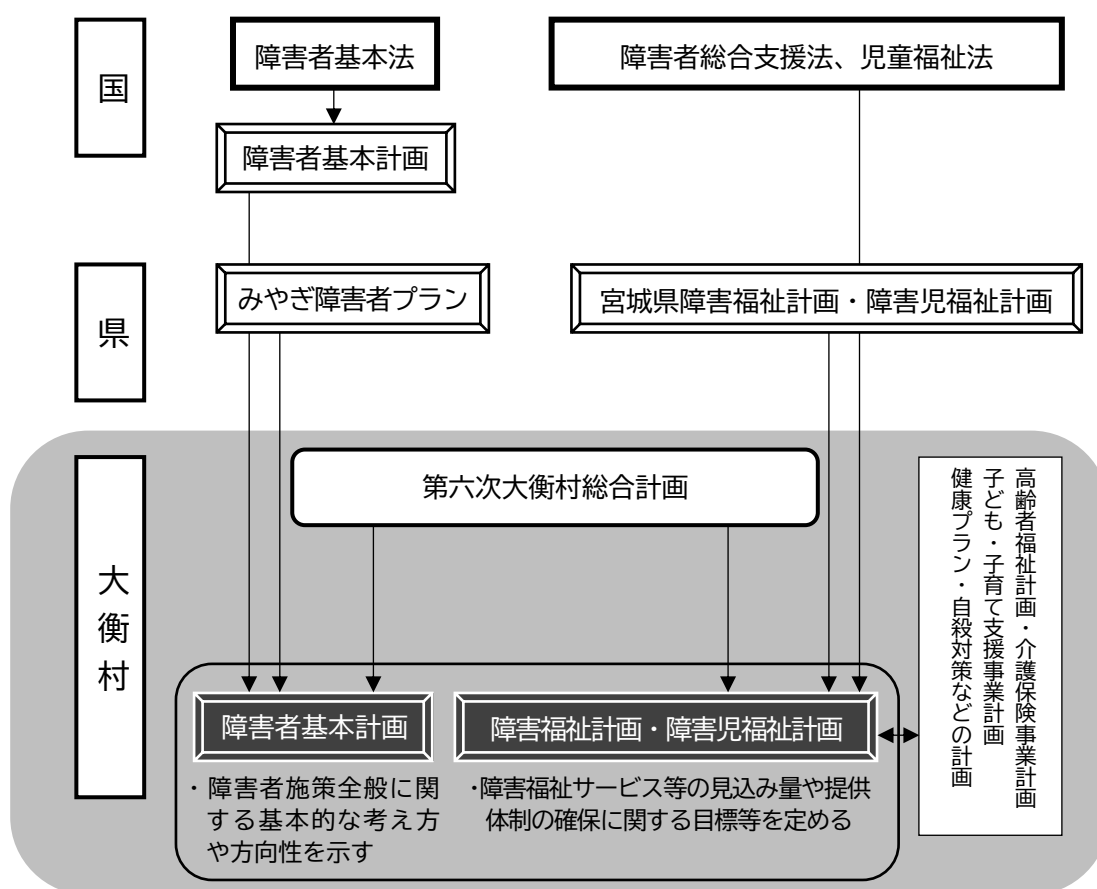


## 第4節 計画の位置づけ

本計画は、本村のまちづくりの最上位計画である「第六次大衡村総合計画」の「施策大綱4 みんなが健康で元気なまちづくり」を進める分野計画です。

また、障害者基本計画については国の障害者基本計画及び宮城県障害者計画（みやぎ障害者プラン）を基本とするとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国が発する基本指針に即して策定するものです。

### ■計画の位置づけ



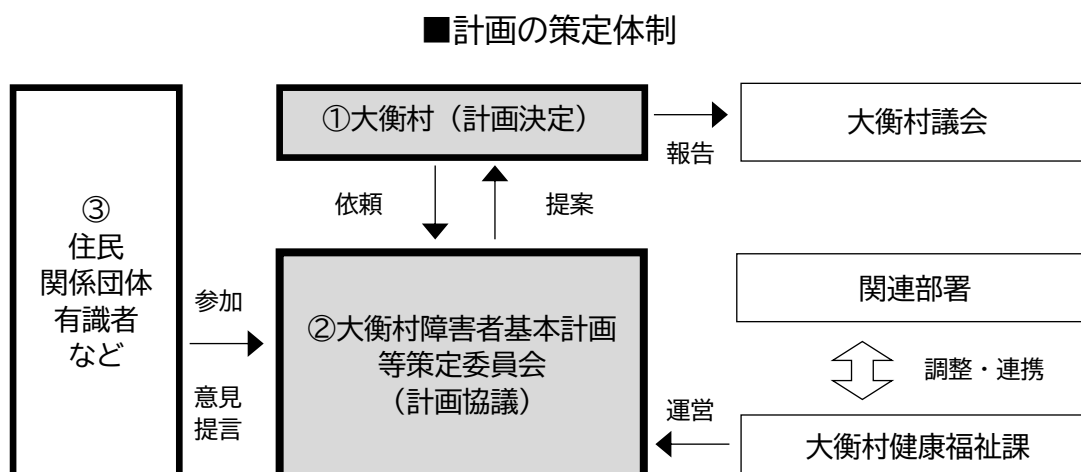
## 第5節 計画の策定体制

### 1 大衡村障害者基本計画等策定委員会での検討

障害福祉サービス事業所、関係行政機関などの参画を得て「大衡村障害者基本計画等策定委員会」を設置し、本村の障害者を支える多くの関係者からの幅広い意見を踏まえて計画内容を協議し、村長に計画案を提案しました。

### 2 障害者、住民、関係団体、有識者など

サービスの利用者である障害者をはじめ、住民、関係団体、有識者などの意見を計画に反映しました。



### 3 アンケート調査の実施

障害者の暮らしの環境、施策への意向等、本計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、障害者手帳所持者等を対象にアンケート調査を実施しました。

### 4 パブリックコメントの実施

計画案について、村のホームページ、役場での閲覧、広報への掲載等により公開し、広く村民からの意見を募集、それらの意見を計画に反映しました。

### 5 富谷市・黒川地域自立支援協議会

本計画策定にあたり、富谷市・黒川地域自立支援協議会で委員から計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

## 第2章 障害者を取り巻く現状

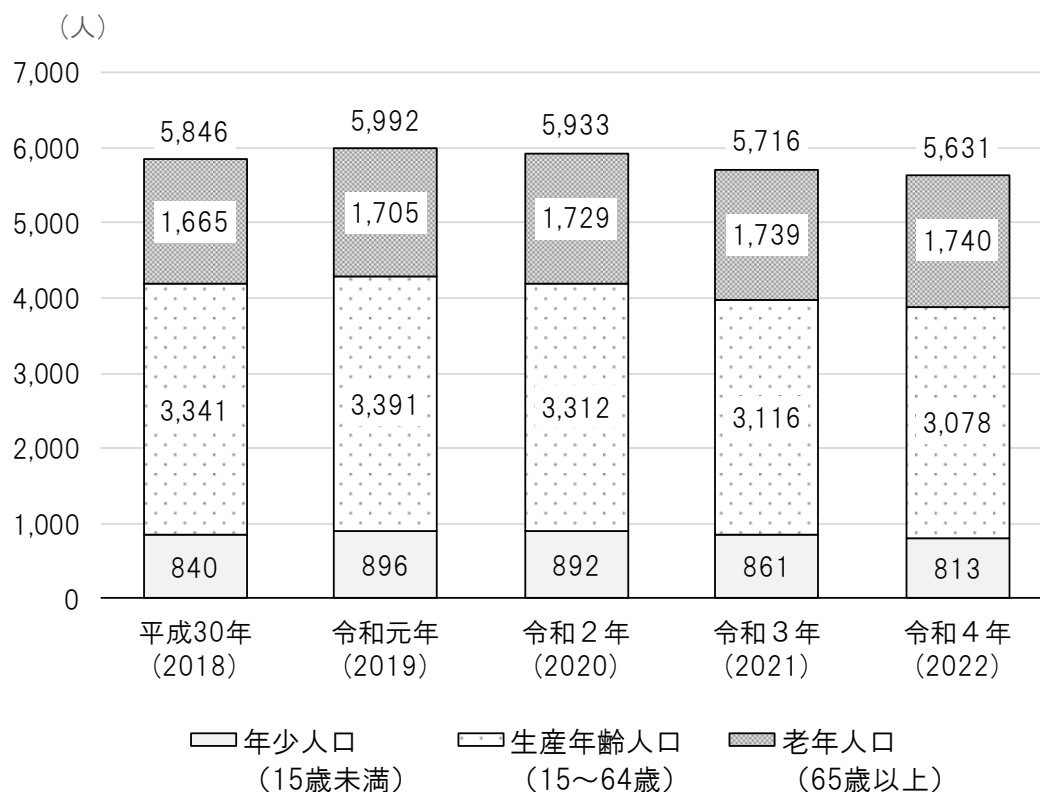
### 第1節 大衡村の概況

#### 1 人口の推移

住民基本台帳における本村の総人口は、令和元年(2019)以降、減少に転じています。平成30年(2018)から令和4年(2022)の5年間でみると215人(3.7%)減少しており、令和4年(2022)3月末には5,631人となっています。

また、年齢3区分別の推移をみると、生産年齢人口は263人(7.9%)、年少人口は27人(3.2%)の減少となっている一方で、老年人口は75人(4.5%)の増加となっています。

#### ■総人口・年齢3区分別人口の推移



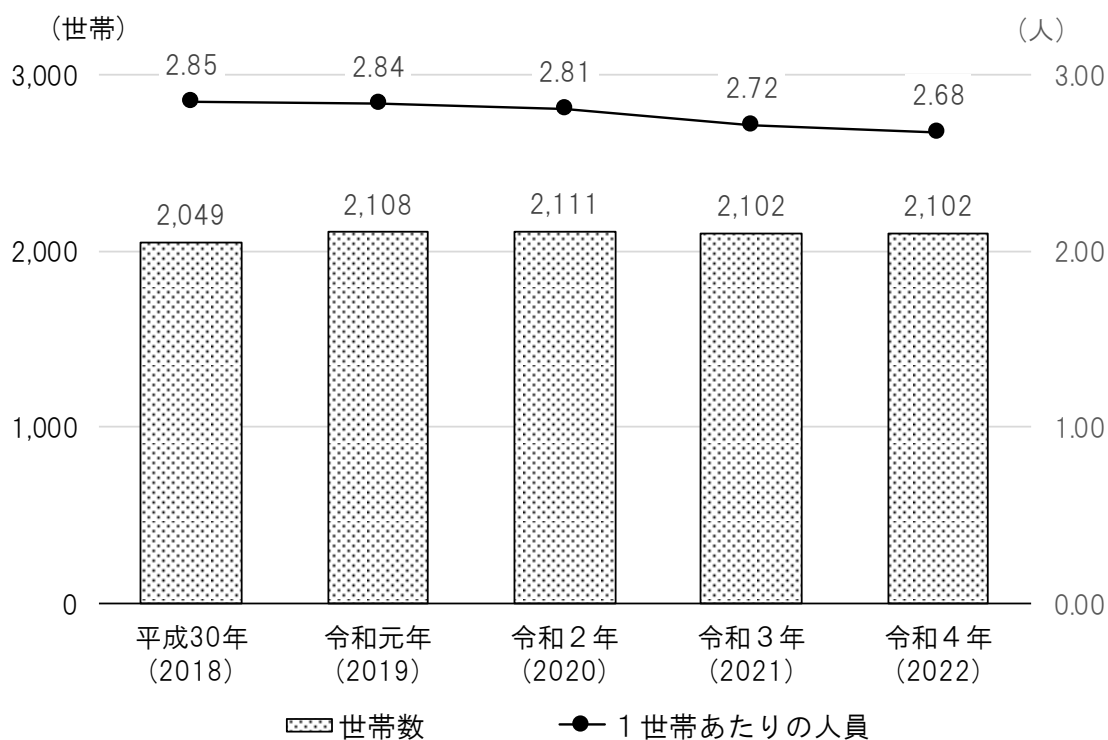
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## 2 世帯数の推移

住民基本台帳における本村の令和4年(2022)3月末の世帯数は2,102世帯となっています。

令和元年(2019)以降の世帯数は2,100をやや上回る水準でほぼ横ばいに推移していますが、総人口が減少していることから、1世帯あたりの人員は減少傾向となっており、令和4年(2022)には2.68人となっています。

### ■世帯数・1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## 第2節 障害や病気によって支援が必要な人の状況

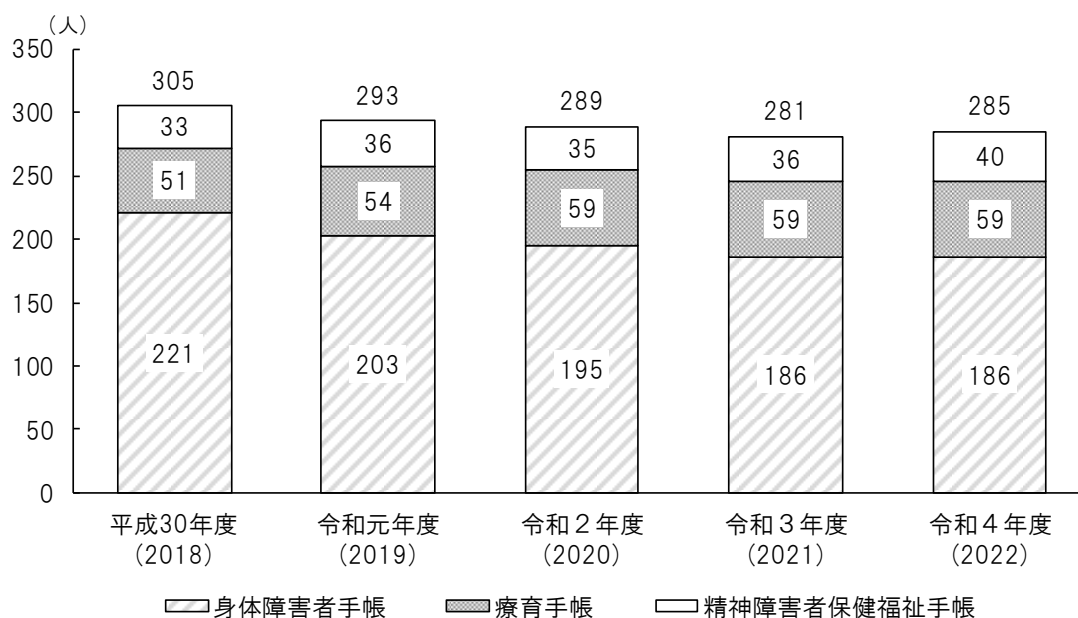
### 1 障害や病気によって支援が必要な人の推移

#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

本村の障害者手帳所持者数は令和3年度(2021)までは減少傾向にありましたが、令和4年度(2022)には増加に転じ285人となっています。

障害者手帳所持者数の内訳をみると、令和4年度(2022)末の各手帳の所持者数は、身体障害者手帳が186人、療育手帳が59人、精神障害者保健福祉手帳が40人となっており、平成30年度(2018)と比較すると、身体障害者手帳が減少、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が増加しています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移



	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳	221	203	195	186	186
療育手帳	51	54	59	59	59
精神障害者保健福祉手帳	33	36	35	36	40
合計	305	293	289	281	285

資料：健康福祉課（各年度末現在）

## 2 身体障害者の推移

本村における身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和4年度末現在の手帳所持者数は186人で、本村の障害者手帳所持者数の約7割(65.3%)を占め、ほとんどが18歳以上となっています。

手帳の等級別では「1級」が最も多く、令和4年度は57人、障害の種類別では、肢体不自由が106人を占めています。

### ■身体障害者の推移

	(人、%)				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
合計	221	203	195	186	186
18歳未満	1	1	2	2	2
18歳以上	220	202	193	184	184
障害者数全体に占める割合	72.5%	69.3%	67.5%	66.2%	65.3%

資料：健康福祉課（各年度末現在）

### ■手帳の等級の推移

	(人)				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
1級	73	65	58	56	57
2級	34	31	30	27	27
3級	38	35	34	31	33
4級	49	46	47	48	46
5級	11	10	10	9	8
6級	16	16	16	15	15
合計	221	203	195	186	186

資料：健康福祉課（各年度末現在）

### ■障害の種類別の推移

	(人)				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
視覚障害	9	8	5	5	
聴覚・平衡機能障害	23	23	24	23	22
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	1	1	1
肢体不自由	122	110	107	105	106
内部障害	66	61	58	52	52
合計	221	203	195	186	181

資料：健康福祉課（各年度末現在）

### 3 知的障害者の推移

本村における療育手帳所持者数は、令和2年度以降、59人と横ばいで推移しており、本村の障害者手帳所持者数の約2割（20.7%）を占めています。

また、令和4年度の年齢別の状況では、18歳未満は9人、18歳以上は50人となっています。

判定別にみると、令和4年度は重度であるA判定が24人（18歳未満は2人、18歳以上は22人）、B判定が35人（18歳未満は7人、18歳以上は28人）となっており、A判定はほぼ横ばいでの推移ですが、B判定は令和2年度まで増加傾向にありました。

#### ■知的障害者の推移

(人・%)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
合計	51	54	59	59	59
18歳未満	9	9	10	11	9
18歳以上	42	45	49	48	50
障害者数全体に占める割合	16.7%	18.4%	20.4%	21.0%	20.7%

資料：健康福祉課（各年度末現在）

#### ■判定別の推移

(人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
A判定	23	23	23	24	24
18歳未満	3	3	2	3	2
18歳以上	20	20	21	21	22
B判定	28	31	36	35	35
18歳未満	6	6	8	8	7
18歳以上	22	25	28	27	28
合計	51	54	59	59	59

資料：健康福祉課（各年度末現在）

#### 4 精神障害者の推移

本村における精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和4年度末現在の手帳所持者数は40人となっており、本村の手帳所持者数の約1割（14.0%）を占めています。

手帳の等級別にみると、各年ともに2級が最も多く、令和4年度は21人となっています。

##### ■精神障害者及び等級別の推移

		(人・%)				
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
合計		33	36	35	36	40
	1級	7	8	7	7	7
	2級	18	19	19	20	21
	3級	8	9	9	9	12
障害者数全体に占める割合		10.8%	12.3%	12.1%	12.8%	14.0%

資料：健康福祉課（各年度末現在）

また、本村における自立支援医療（精神通院医療）認定者数については、令和元年に顕著に増加し、令和4年度には80人となっています。

##### ■自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

		(人)				
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神通院医療対象者		65	83	88	78	80

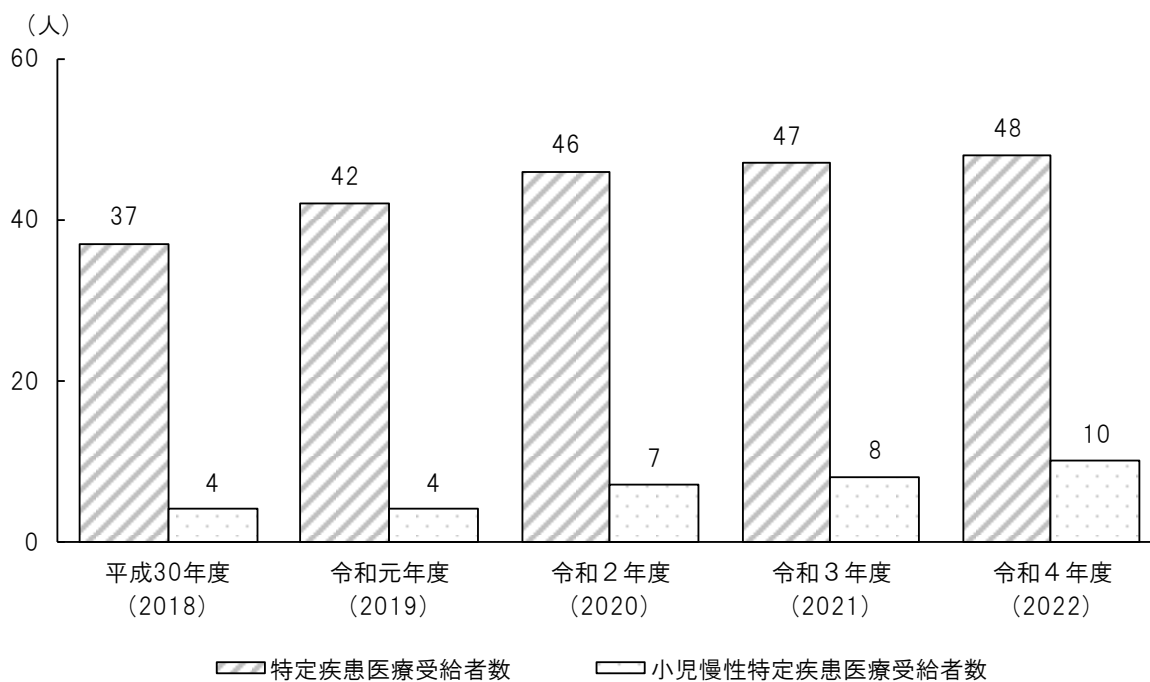
資料：健康福祉課（各年度末現在）



## 5 難病患者数の推移

本村における特定疾患（難病患者）数をみると、令和4年度は、特定疾患医療受給者数が48人、小児慢性特定疾患医療受給者数が10人となっています。

### ■難病患者数の推移



	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
特定疾患医療受給者数	37	42	46	47	48
小児慢性特定疾患医療受給者数	4	4	7	8	10
合計	41	46	53	55	58

資料：健康福祉課（各年度末現在）

## 6 障害福祉サービスなどの状況

障害福祉サービスなどを利用する支給決定者、利用者は増加が続いており、令和4年度末には支給決定者は53人、サービス利用者は43人となっています。

また、令和4年度末の利用割合の平均は81.1%となっています。

### ■障害福祉サービス利用者等の推移

	(人、%)				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
支給決定者数 A	48	49	52	49	53
サービス利用者数 B	43	43	43	40	43
利用割合(%) B/A	89.6%	87.8%	82.7%	81.6%	81.1%

資料：健康福祉課（各年度末現在）

### 第3節 障害児の教育・保育の状況

#### 1 障害児保育施設数の推移

本村では令和元年度以降、2か所の障害児保育施設があり、希望者がいる場合は随時受け入れ可能な体制を整えています。

#### ■障害児保育施設数の推移

(施設)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認定こども園・幼稚園・保育園	2	2	2	2	2

資料：教育委員会

#### 2 特別支援学級数等の推移

村立の小学校、中学校は各1校ずつあり、令和5年度における本村の小学校特別支援学級数は3学級、中学校特別支援学級数は2学級となっています。また、小学校特別支援学級児童数は5～8人で推移し、令和5年度は8人、中学校特別支援学級生徒数は0～4人で推移し、令和5年度は4人となっています。

#### ■特別支援学級数等の推移

(学級、人)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学校 特別支援学級数	3	3	3	3	3
特別支援学級児童数	5	7	5	6	8
中学校 特別支援学級数	0	1	2	3	2
特別支援学級生徒数	0	1	4	4	4

資料：教育委員会

#### 3 特別支援学校高等部卒業者の進路状況

本村の特別支援学校高等部卒業者の進路状況をみると、直近5年間の卒業者は5人で、就職者が2人、その他が3人となっています。

#### ■特別支援学校高等部卒業者の進路状況

(人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
卒業生	0	1	2	0	2
就職者	0	1	1	0	0
その他	0	0	1	0	2

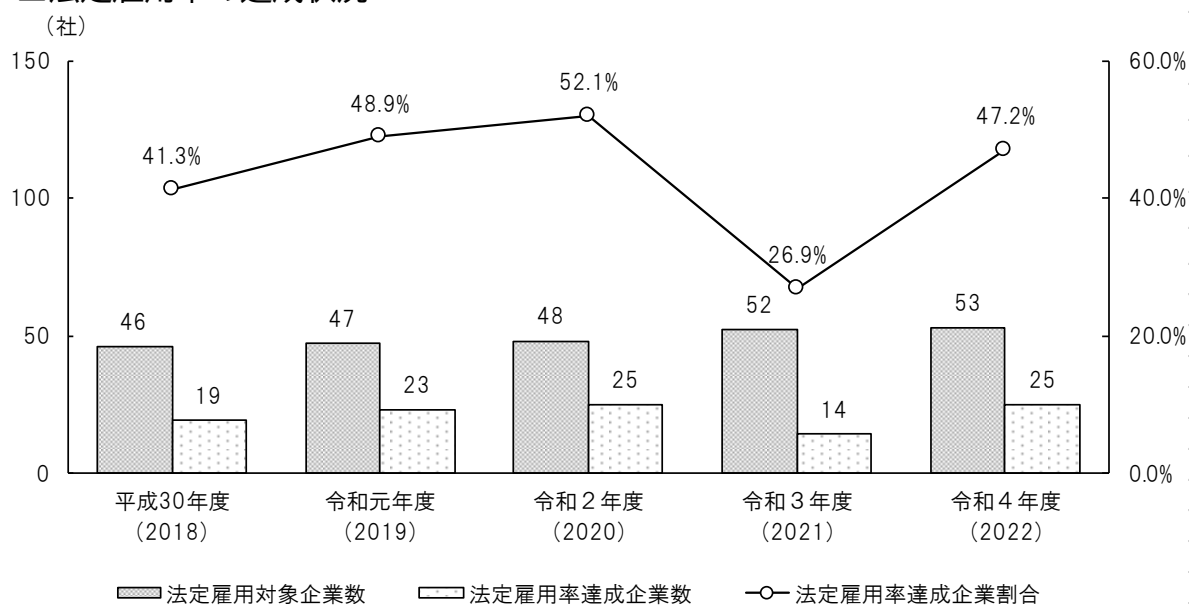
資料：教育委員会

## 第4節 障害者雇用の状況

### 1 法定雇用率の達成状況

大和公共職業安定所（ハローワーク大和）管内における法定雇用率の達成状況をみると、法定雇用率達成企業割合は、令和3年度を除き40～50%台、雇用障害者数は320～340人台で推移しています。

#### ■法定雇用率の達成状況



(社、%、人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
法定雇用対象企業数	46	47	48	52	53
法定雇用率達成企業数	19	23	25	14	25
法定雇用率達成企業割合	41.3%	48.9%	52.1%	26.9%	47.2%
雇用障害者数	343	332.5	333	332.5	327.5
民間企業の法定雇用率	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%

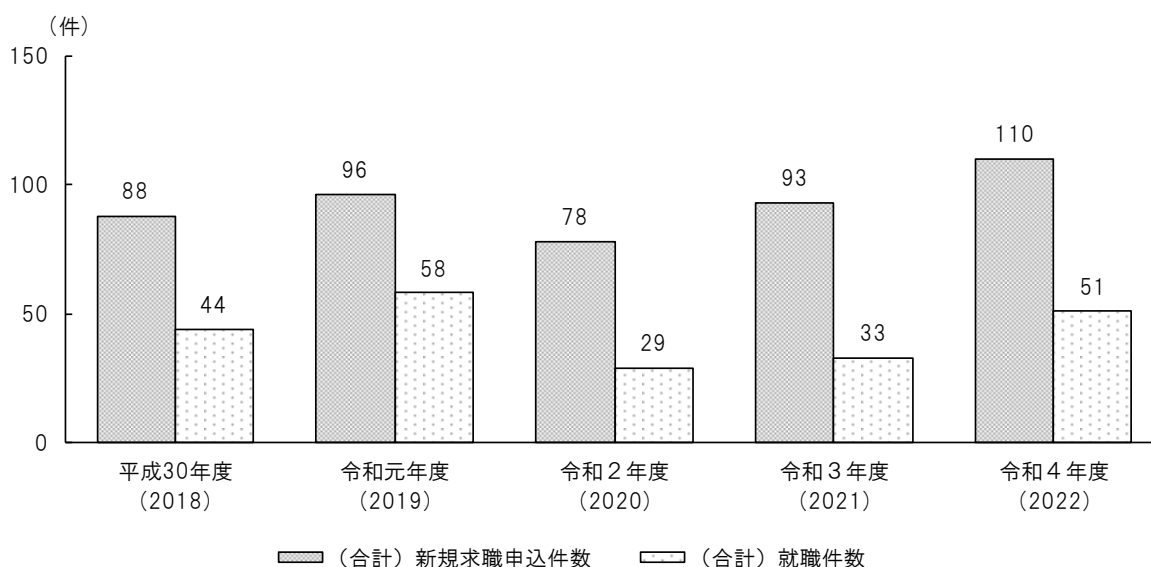
資料：大和公共職業安定所

## 2 新規求職・就職の状況

大和公共職業安定所（ハローワーク大和）管内における障害者の新規求職・就職の状況をみると、合計の新規求職申込件数が最も多い年で110件（令和4年度）、最も少ない年で78件（令和2年度）となっています。

合計の就職件数は最も多い年で58件（令和元年度）、最も少ない年で29件（令和2年度）となっています。

### ■新規求職・就職の状況



(件)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
合計	新規求職申込件数	88	96	78	93	110
	就職件数	44	58	29	33	51
身体障害者	新規求職申込件数	26	26	40	34	33
	就職件数	19	18	12	9	12
知的障害者	新規求職申込件数	13	13	11	15	22
	就職件数	4	10	2	8	14
精神障害者等	新規求職申込件数	49	57	27	44	55
	就職件数	21	30	15	16	25

資料：大和公共職業安定所

## 第5節 アンケート調査結果の概要

### 1 実施概要

#### (1) 調査目的

本調査は、「大衡村第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定にあたり、障害者（児）の生活実態、サービスへの利用意向、村の障害者施策への意向、介助者の意向を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

#### (2) 調査対象等

調査対象等については、次のとおりです。

調査対象	村内在住で障害者手帳所持者 全員（住所地特例者含む） 発達障害の保護者（協力を得られる方）
調査方法	郵便による配布・回収
調査期間	令和5年8月

#### (3) 回収結果

回収結果は、次のとおりです。

配布数	有効回収数	有効回収率
268 件	123 件	45.9%

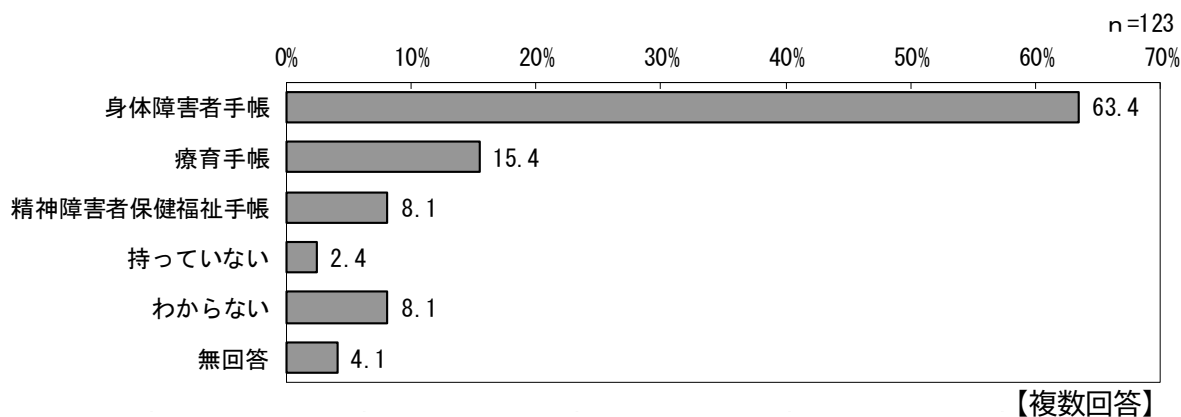
#### ※調査結果をみる際の注意

- 構成比（百分率）は母数（限定設問では該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数値は小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位で表記しています（このため、単一回答でも選択肢の数値合計が100%にならない場合があります）。
- 【複数回答】の設問は、選択肢の数値合計が100%とならない場合があります。
- 単一回答の設問は横帯グラフ、複数回答の設問は横棒グラフを基本としていますが、単一回答の設問でも、選択肢が多い、あるいは選択肢が長いなど横帯グラフでは見にくくなる場合には横棒グラフにしています。

## 2 調査結果の実施概要

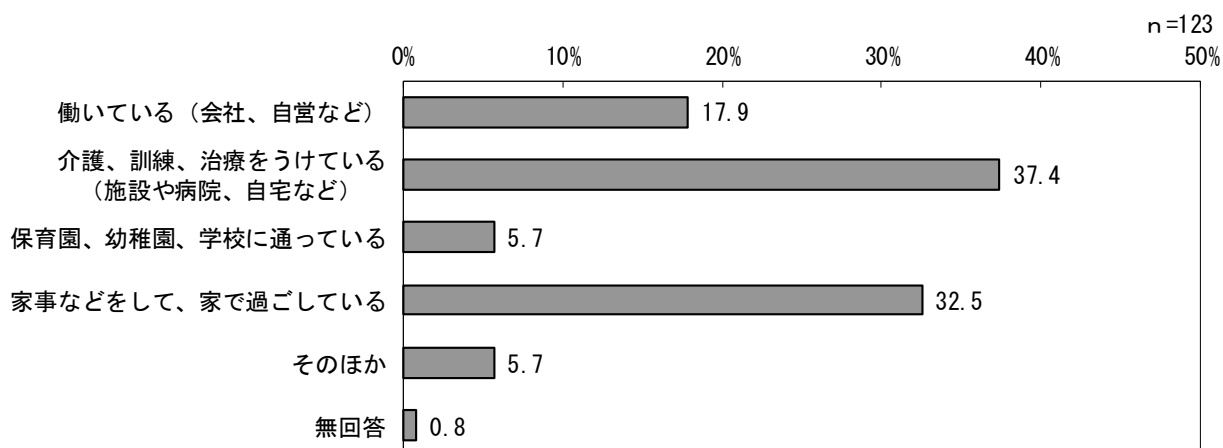
### (1) 回答者の手帳種類

所持している手帳は、「身体障害者手帳」が 63.4%と最も多く、「療育手帳」が 15.4%、「精神障害者保健福祉手帳」及び「わからない」が 8.1%の順となっています。



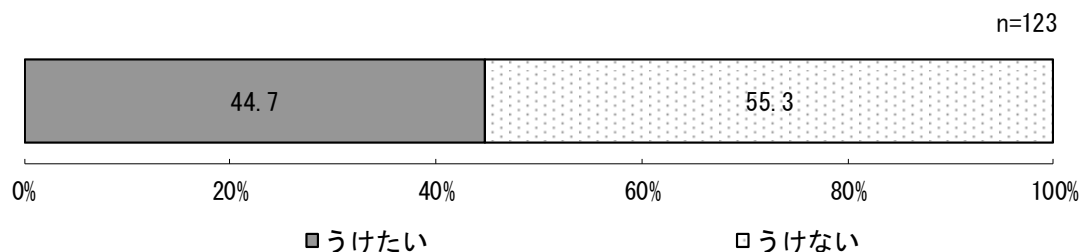
### (2) 平日の日中の過ごしかた

平日の日中の過ごし方は、「介護、訓練、治療を受けている」が 37.4%と最も多く、次いで「家事などをして、家で過ごしている」が 32.5%、「働いている」が 17.9%の順となっています。



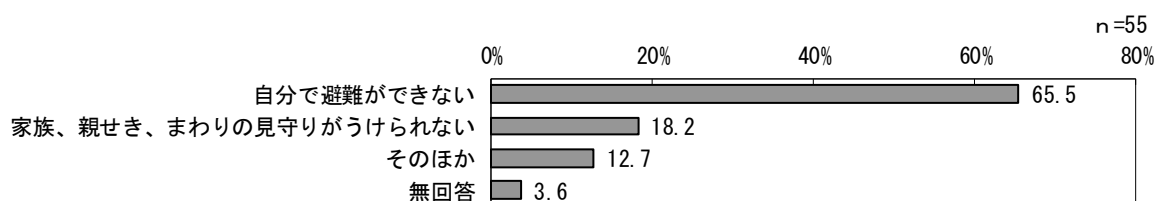
### (3) 災害が発生した時の地域からの見守りの希望

災害発生時の地域からの見守りや声かけの希望は、「うけたい」が44.7%、「うけない」が55.3%となっています。



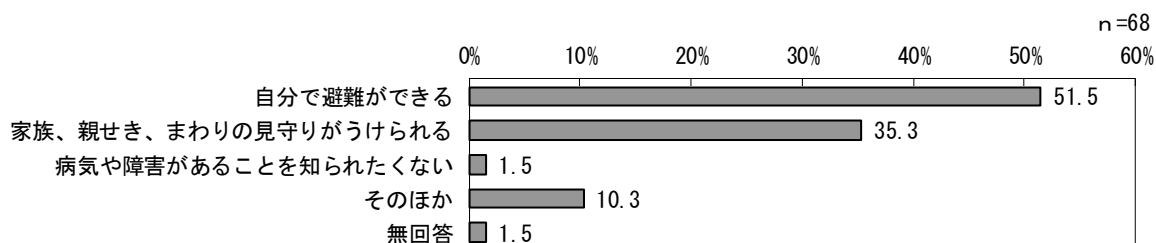
#### <「1 うけたい」理由>

うけたい理由は、「自分で避難ができない」が65.5%と最も多く、次いで「家族、親せき、まわりの見守りがうけられない」が18.2%、「そのほか」が12.7%となっています。



#### <「2 うけない」理由>

うけない理由は、「自分で避難ができる」が51.5%と最も高く、「家族、親せき、まわりの見守りがうけられる」が35.3%、「そのほか」が10.3%、「病気や障害があることを知られたくない」が1.5%となっています。

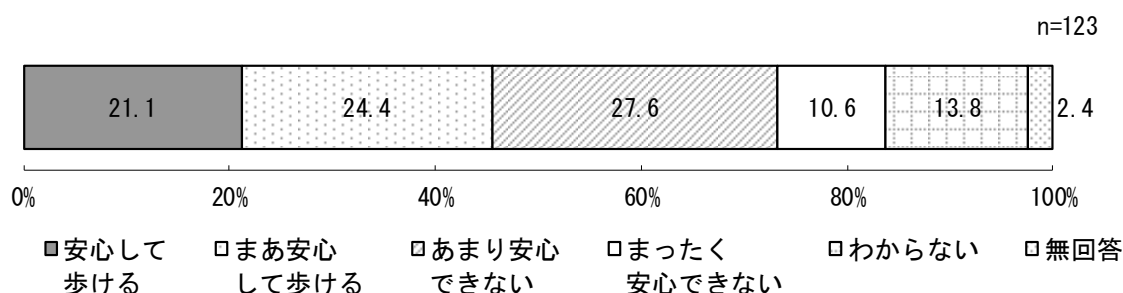




#### (4) 車の往来による地域での歩行時の状況

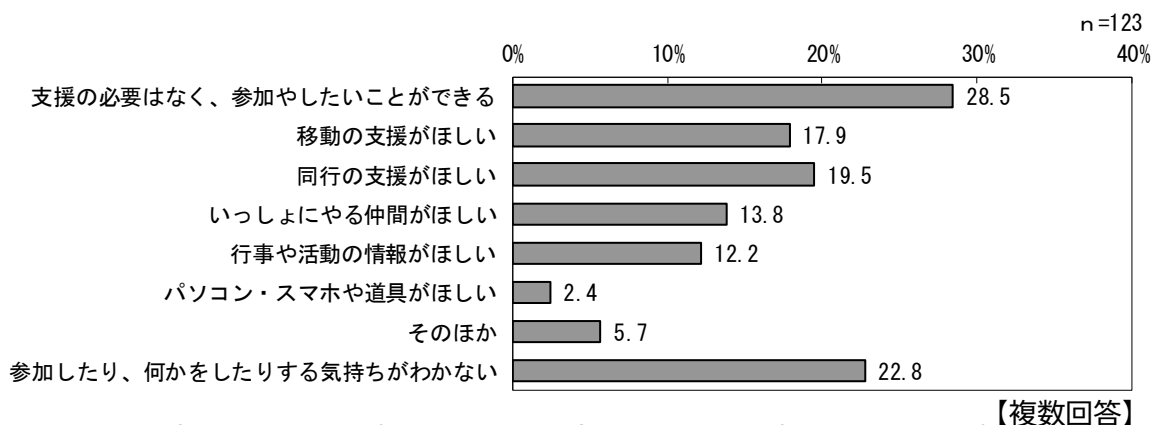
車の往来による地域での歩行時の状況は、「あまり安心できない」が27.6%と最も多く、次いで「まあ安心して歩ける」が24.4%、「安心して歩ける」が21.1%、「わからない」が13.8%、「まったく安心できない」が10.6%の順となっています。

項目を分類すると、肯定的回答（安心して歩ける+まあ安心して歩ける）が45.5%、否定的回答（あまり安心できない+まったく安心できない）が38.2%となります。



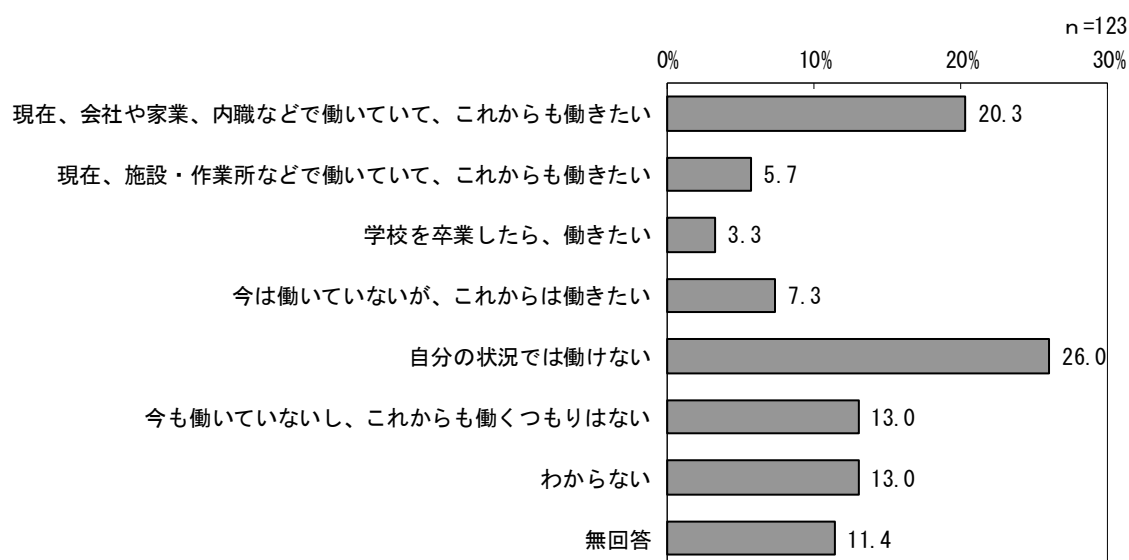
#### (5) 地域行事参加等における家族以外からの支援の必要性

地域の行事に参加する時の家族以外からの支援は、「支援の必要はなく、参加やしたいことができる」が28.5%と最も多く、次いで「参加したり、何かをしたりする気持ちがわからない」が22.8%、「同行の支援がほしい」が19.5%、「移動の支援がほしい」が17.9%の順となっています。



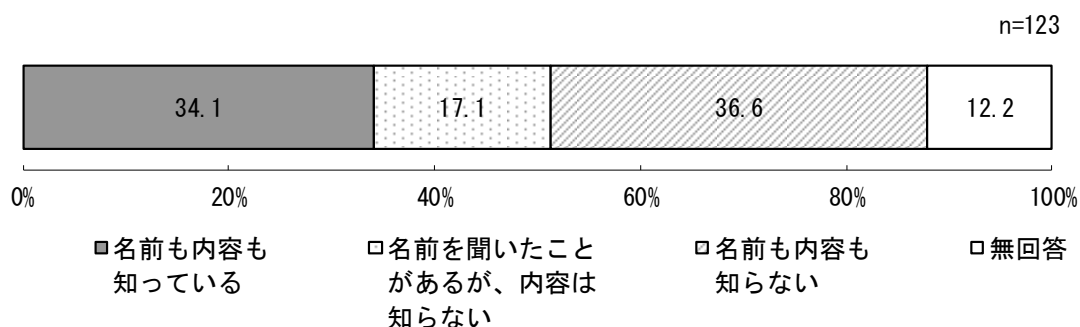
## (6) 就労希望

就労希望については、「自分の状況では働けない」が26.0%と最も多く、次いで「現在、会社や家業、内職などで働いていて、これからも働きたい」が20.3%、「今も働いていないし、これからも働くつもりはない」及び「わからない」が13.0%の順となっています。



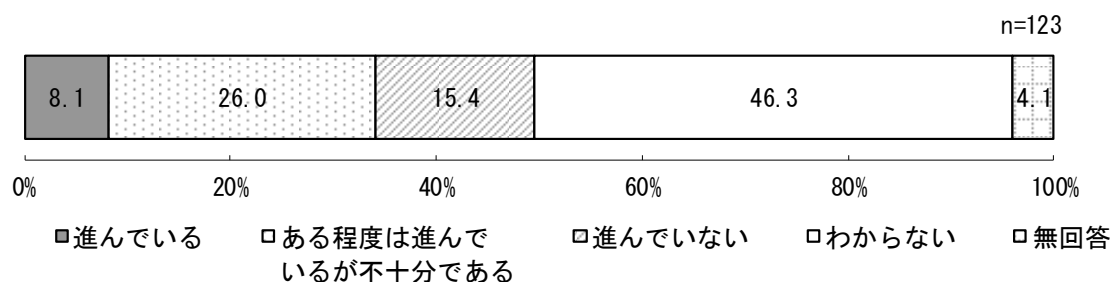
## (7) 成年後見制度についての認知と利用意向

成年後見制度の認知については、「名前も内容も知らない」が36.6%で最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が34.1%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が17.1%となっています。



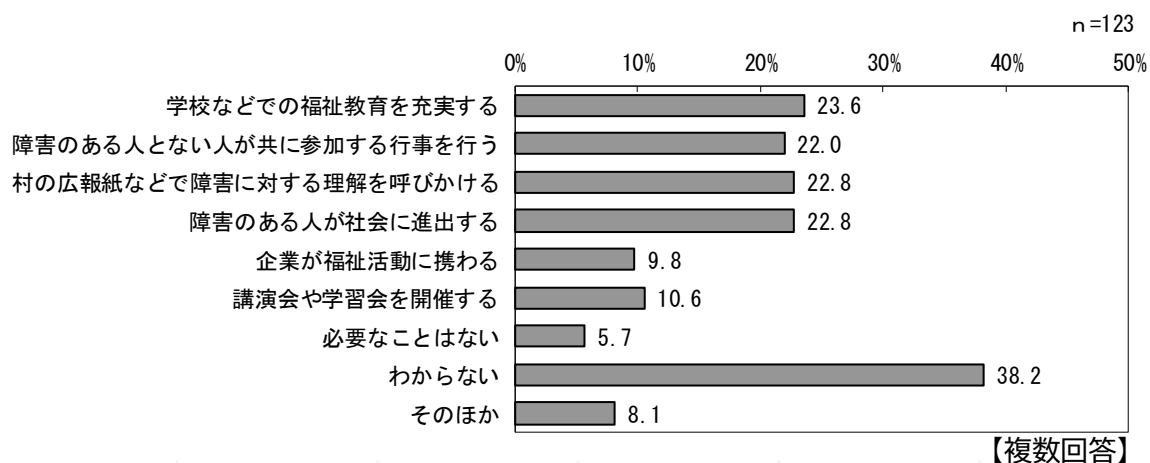
### (8) 居住地区の「共生社会」への理解

居住地区の「共生社会」への理解は、「わからない」が46.3%で最も多く、次いで「ある程度は進んでいるが不十分である」が26.0%、「進んでいない」が15.4%、「進んでいる」が8.1%となっています。



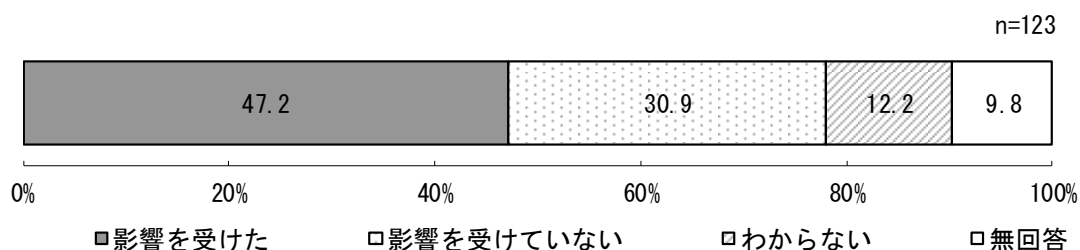
### (9) 地域における「共生社会」への理解促進に必要なこと

地域における「共生社会」への理解促進に必要なことは、「わからない」が38.2%で最も多く、次いで「学校などでの福祉教育を充実する」が23.6%、「村の広報紙などで障害に対する理解を呼びかける」及び「障害のある人が社会に進出する」が22.8%、「障害のある人とない人が共に参加する行事を行う」が22.0%の順となっています。



## (10) 新型コロナウイルス感染症流行による生活への影響

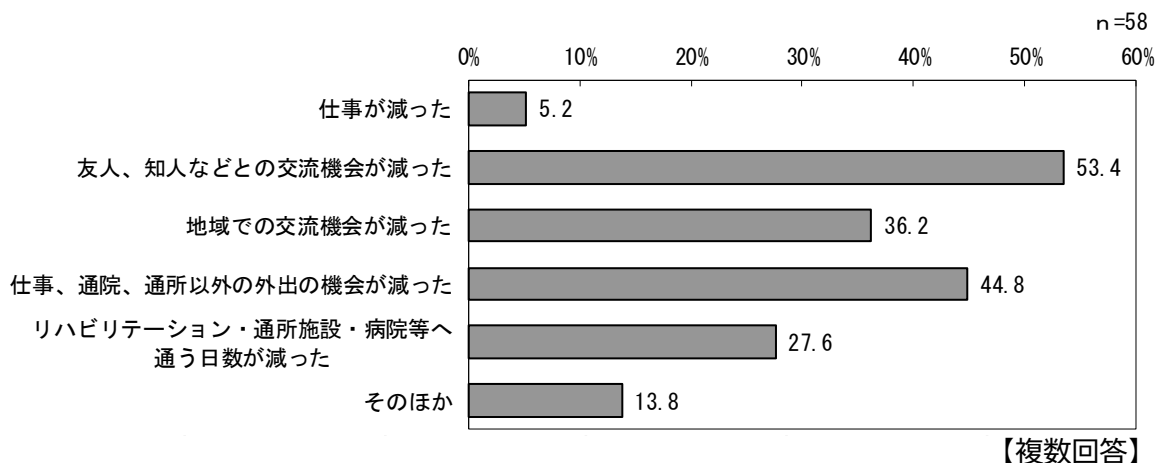
新型コロナウイルス感染症の生活への影響については、「影響を受けた」が47.2%、「影響を受けていない」が30.9%、「わからない」が12.2%となっています。



## (11) 影響の内容

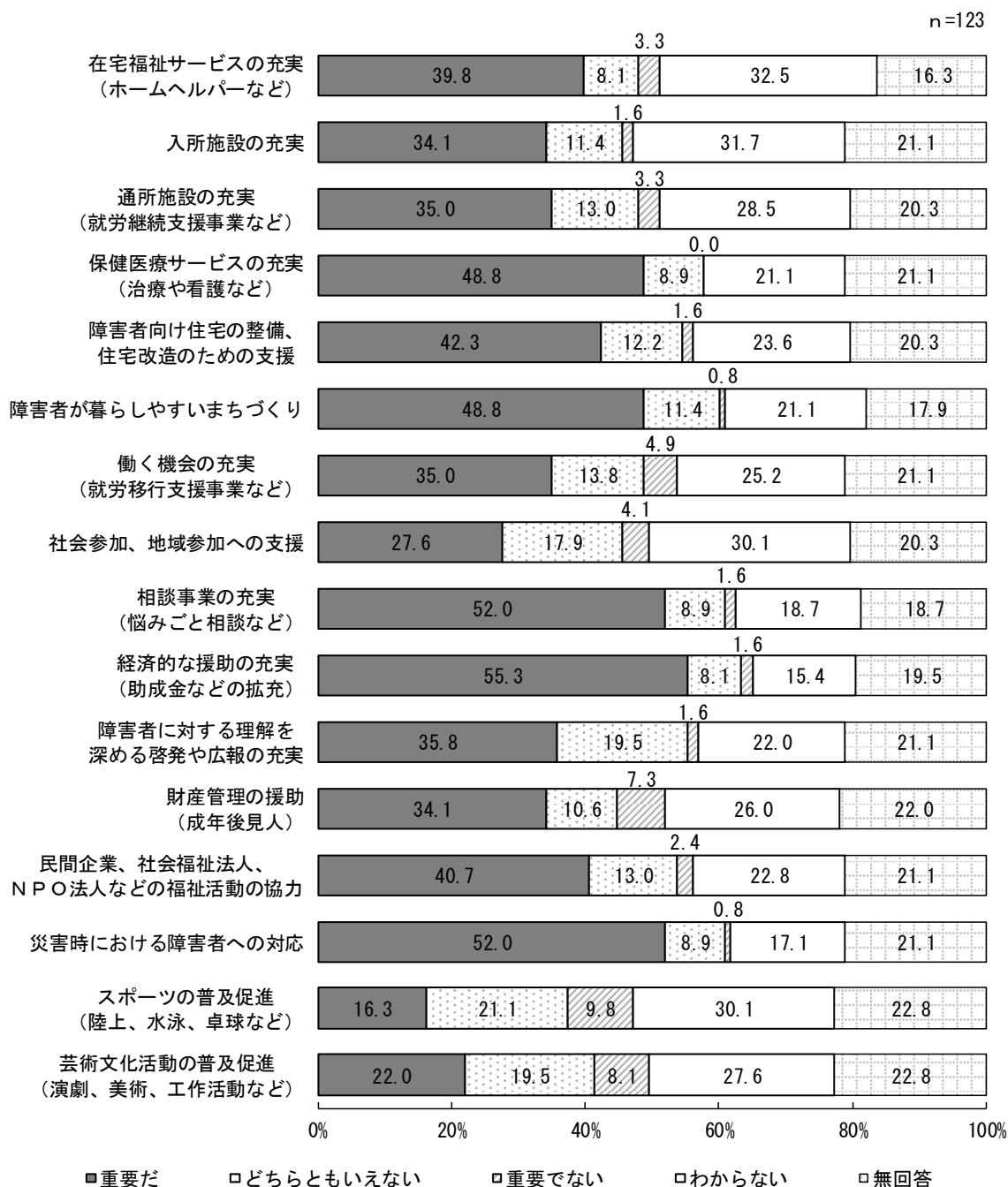
※「影響を受けた」と答えた方のみが回答

影響の内容については、「友人、知人などとの交流機会が減った」が53.4%で最も多く、次いで「仕事、通院、通所以外の外出の機会が減った」(44.8%)、「地域での交流機会が減った」(36.2%)、「リハビリテーション・通所施設・病院等へ通う日数が減った」(27.6%)の順となっています。



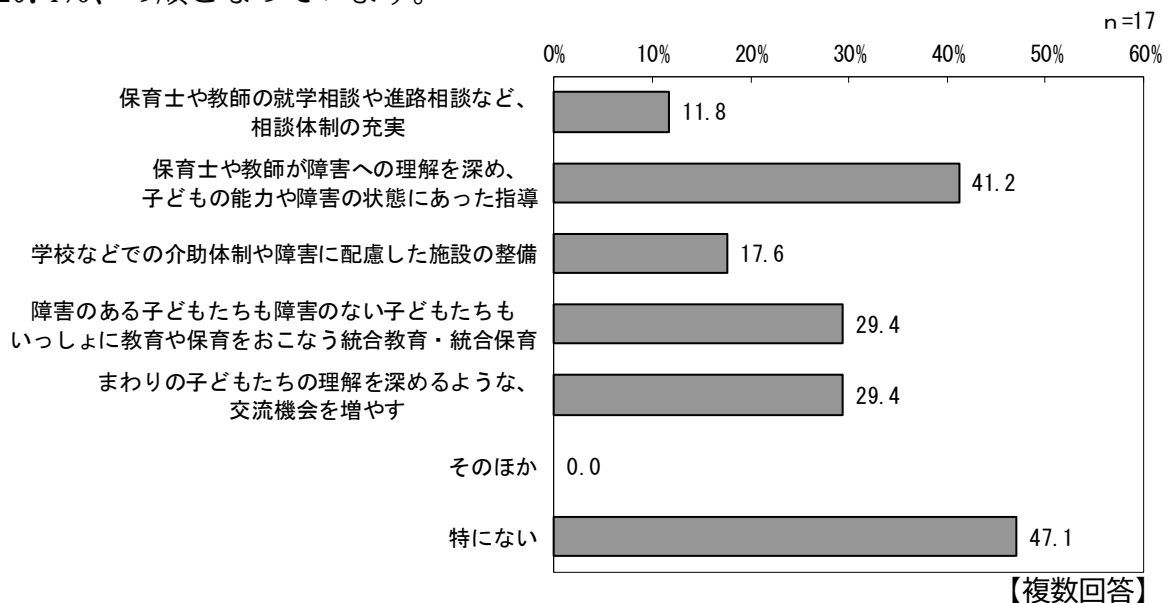
## (12) 今後生活していくうえでの施策の重要度

「重要だ」の割合がもっとも高いのは、「経済的な援助の充実（助成金などの拡充）」で 55.3%、次いで「相談事業の充実（悩みごと相談など）」及び「災害時における障害者への対応」が 52.0%、「保健医療サービスの充実（治療や看護など）」及び「障害者が暮らしやすいまちづくり」が 48.8%となっています。



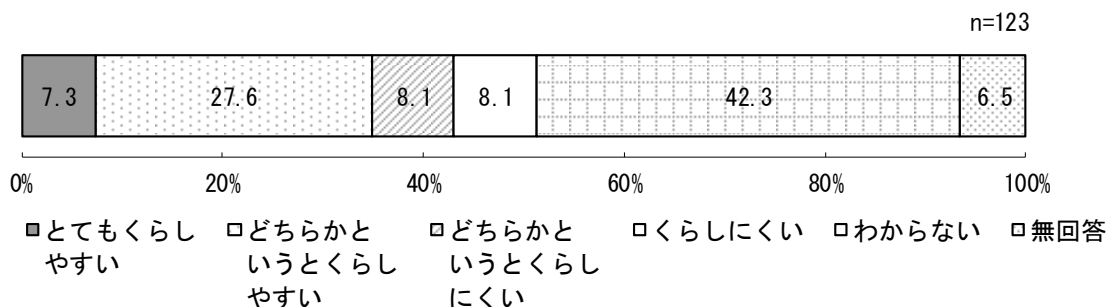
### (13) 保育園、幼稚園、学校での生活や指導体制に期待すること

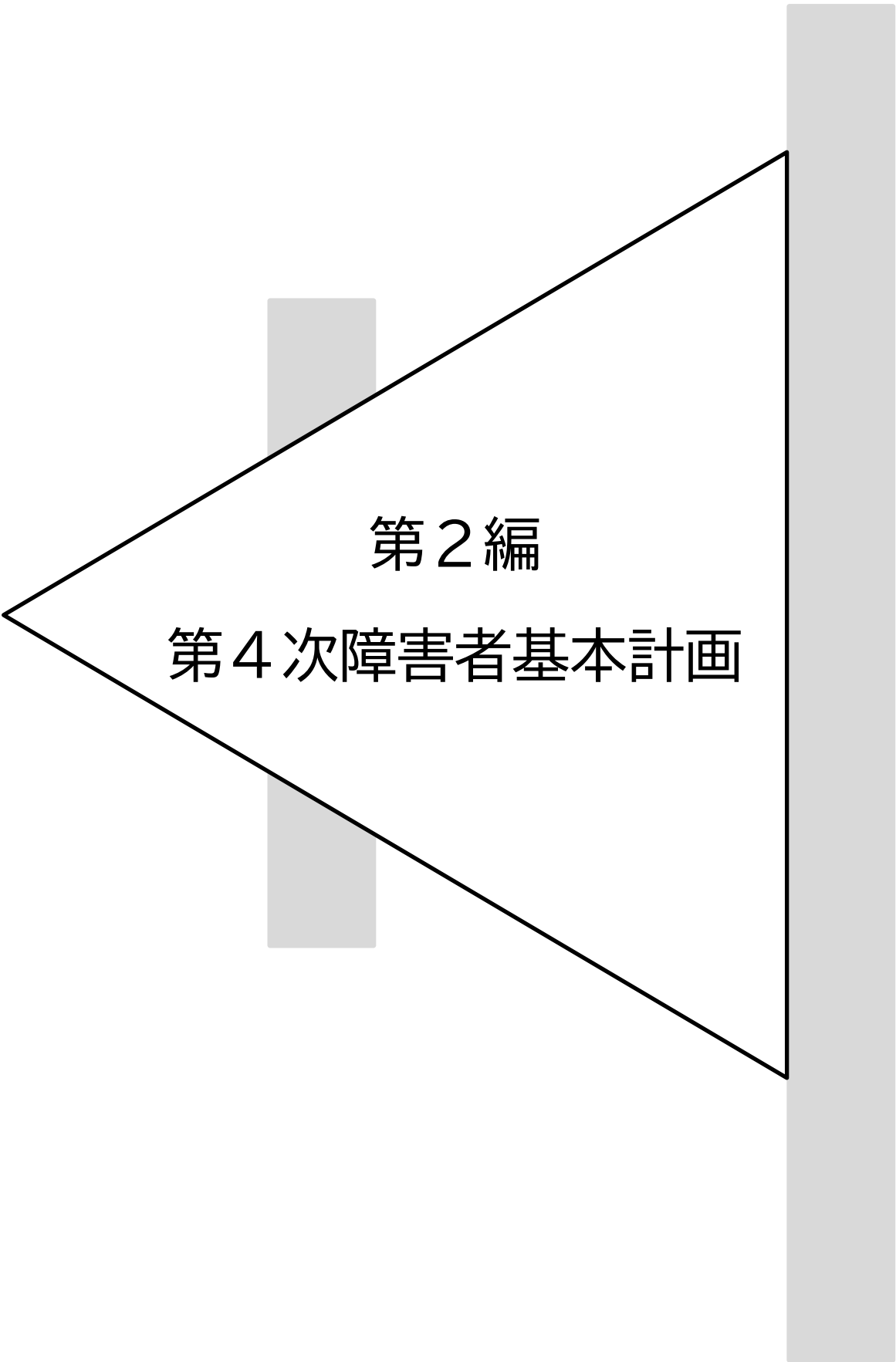
※保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校に通園・通学している方への質問  
 保育園、幼稚園、学校での生活や指導体制に期待することは、「特でない」(47.1%)を除けば、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導」が41.2%と最も多く、次いで「障害のある子どもたちも障害のない子どもたちもいっしょに教育や保育をおこなう統合教育・統合保育」及び「まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流機会を増やす」が29.4%、の順となっています。



### (14) 障害者にとっての村のくらしやすさ

障害者にとっての村のくらしやすさは、「わからない」が42.3%と最も多く、「どちらかというところやすい」が27.6%、「どちらかというところにくい」及び「くらしにくい」が8.1%、「とてもくらしやすい」が7.3%となっています。項目を分類すると、好意的評価(とてもくらしやすい+どちらかというところやすい)が34.9%、消極的評価(くらしにくい+どちらかというところにくい)が16.2%となります。





第2編

第4次障害者基本計画





## 第1章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

障害のある人が住み慣れた本村で今後も暮らしていくことを第一に考え、障害のあるなし、あるいは障害の種別や程度に関わらず、共に支え合いながら安心して生きていくことができるように、必要なサービスを必要な時に受けられる施策が望まれています。

そこで、本計画も平成18年度の第1次計画から一貫する基本理念「誰もが地域で自分らしく安心して生活できるまち おおひら」を継承し、必要な施策を推進します。

#### 基本理念

誰もが地域で自分らしく  
安心して生活できるまち おおひら

## 第2節 施策方針

障害のある人の暮らしに関する本村の現状を踏まえ、障害福祉施策をさらに推進し、基本理念を実現するため次の施策方針を設定します。

### 方針1 誰もが自分らしく暮らす

#### 本村の現状

- ・施策の重要度について、「重要だ」の割合が「保健医療サービスの充実（治療や看護など）」及び「障害者が暮らしやすいまちづくり」が48.8%
- ・保育園、幼稚園、学校での生活や指導体制に期待することは、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導」が41.2%と最上位
- ・就労希望については、「現在、会社や家業、内職などで働いていて、これからも働きたい」が20.3%
- ・本村を含むハローワーク大和管内における法定雇用率達成企業割合は、令和3年度を除き40～50%台
- ・地域の行事に参加する時の家族以外からの支援は、「参加したり、何かをしたりする気持ちがわからない」が22.8%、「同行の支援がほしい」が19.5%、「移動の支援がほしい」が17.9%
- ・施策の重要度で「障害者に対する理解を深める啓発や広報の充実」が「重要だ」とする割合は35.8%

#### 施策の方向性

上記の現状を踏まえ、誰もが主体的に選択するなかで、自分らしい暮らしを実現していくため、引き続き「1-1：障害児への支援、医療環境の充実」、「1-2：障害児保育・教育の充実」、「1-3：障害者の社会参加に向けた環境づくり」、「1-4：障害の理解と人権尊重の推進」の各施策を実施します。

### 方針1 誰もが自分らしく暮らす

- 1-1：障害児への支援、医療環境の充実
- 1-2：障害児保育・教育の充実
- 1-3：障害者の社会参加に向けた環境づくり
- 1-4：障害の理解と人権尊重の推進

## 方針2 誰もが安心して生活できる

### 本村の現状

- ・ 施策の重要度について、「重要だ」の割合は「相談事業の充実（悩みごと相談など）」と「災害時における障害者への対応」がともに 52.0%、「障害者向け住宅の整備、住宅改造のための支援」が 42.3%
- ・ 新型コロナウイルス感染症の生活への影響については、「影響を受けた」が 47.2%。影響の内容は、「友人、知人などとの交流機会が減った」が 53.4%で最上位
- ・ 災害発生時の地域からの見守りや声かけの希望は、「うけたい」が 44.7%で、その理由は「自分で避難ができない」が 65.5%

### 計画課題と施策の方向性

障害のある人が地域で「安心な生活」を実感するためには、地域の生活環境において感じる様々な不安や暮らしにくさを見直していくことが重要です。

上記の現状を踏まえ、引き続き「2-1：障害者の期待に応える地域支援体制の充実」、「2-2：住まいの確保、地域安全対策の充実」の各施策を実施します。

## 方針2 誰もが安心して生活できる

2-1：障害者の期待に応える地域支援体制の充実

2-2：住まいの確保、地域安全対策の充実

### 第3節 施策体系

本計画では、基本理念を実現するための各施策を下図のとおり体系的に実施します。

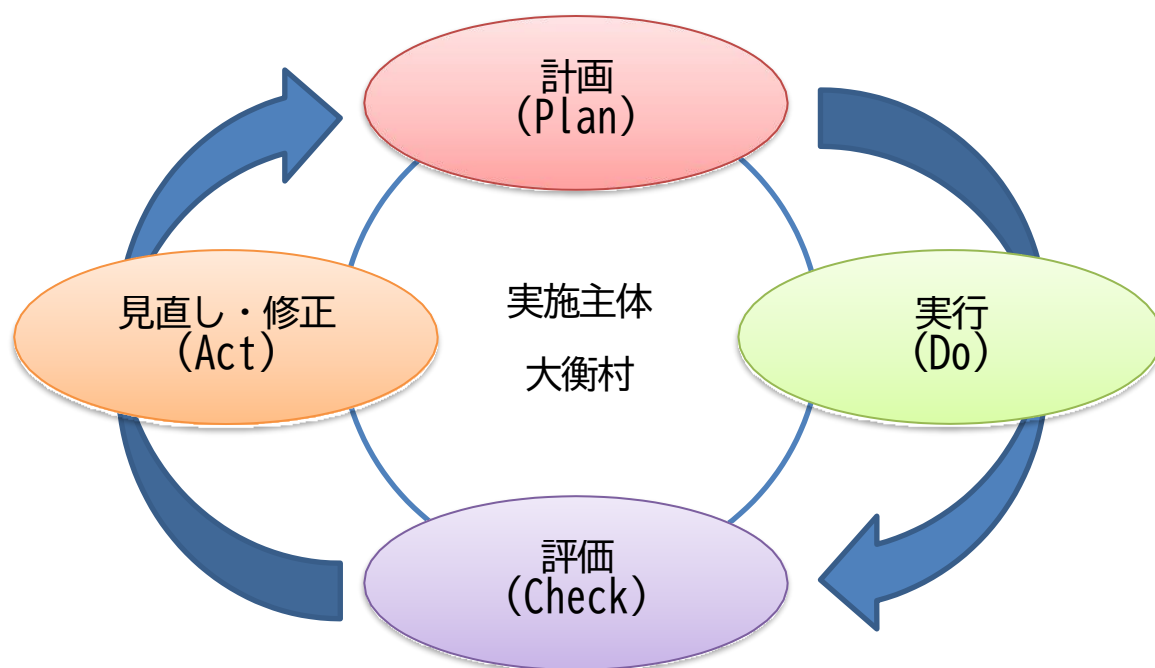
基本理念	
誰もが地域で自分らしく 安心して生活できるまち おおひら	
方針1 誰もが自分らしく暮らす	
施策	重点事業
1-1 障害児への支援、医療環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア児の受け皿の確保</li> <li>○障害児福祉事業の実施体制の構築</li> <li>○在宅医療と介護連携事業の充実</li> <li>○精神疾患対策</li> </ul>
1-2 障害児保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児の指導体制の充実</li> <li>○特別支援教育でのICT教育の充実</li> <li>○中・長期的な視点で一貫した教育的支援の実施</li> </ul>
1-3 障害者の社会参加に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の就労支援</li> <li>○就労機会の拡大</li> <li>○工賃向上への支援</li> <li>○障害者が地域活動に参加する環境づくり</li> <li>○障害者の多様な活動の環境づくり</li> </ul>
1-4 障害の理解と人権尊重の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病気や障害への正しい理解の浸透、差別解消の推進</li> <li>○権利擁護制度の普及</li> <li>○虐待の撲滅</li> </ul>
方針2 誰もが安心して生活できる	
施策	重点事業
2-1 障害者の期待に応える地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な相談支援機能の充実</li> <li>○圏域内の相談支援体制の充実</li> <li>○多機能型障害福祉施設におけるサービスの提供</li> <li>○社会福祉協議会の機能強化</li> <li>○生活支援体制整備事業（障害と介護の連携）</li> </ul>
2-2 住まいの確保、地域安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災対策の推進</li> <li>○住まいの確保</li> </ul>

## 第4節 計画の推進体制

本計画は、従来通り、計画・実行・評価・改善の仕組み（PDCAサイクル）によって、施策及び事業を着実に推進します。

行政計画におけるPDCAサイクルとは、計画の「成果目標」「活動指標」を明確にした上での、各年度の中間評価や評価結果の公表などの仕組みです。

### ■点検・評価のプロセスのイメージ（PDCA）



#### 1 計画の点検

本計画に掲載した各施策について庁内で点検を行い、大衡村障害福祉計画推進会議において進捗管理を行います。

障害福祉サービスについては、サービスの利用量や提供体制の点検に加え、「利用者が満足するサービスが提供されているか」などの把握も必要に応じて確認します。

毎年度、富谷市・黒川地域自立支援協議会において進行管理報告を行い、障害者の状況やサービス利用・提供上の課題などを協議会内で共有しています。

## 2 庁内体制の強化

本村庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

## 3 関係機関との連携

保健・医療・福祉・教育・労働・防災などの関係機関が相互に連携しながら、障害者とその家族を支援します。

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、富谷市・黒川地域自立支援協議会とともに効果的な推進を図ります。

困難な課題を抱えている人、支援を必要とする人などを早期に発見し、支援につなぐよう、関係機関に理解と協力を求めています。

## 4 住民理解の促進

すべての住民の障害に関する理解が深まるよう、村（行政）、サービス事業所、関係機関が協力し、精神障害、発達障害、高次脳機能障害などの外見では判断しづらい障害を含めた啓発活動、地域や学校などあらゆる場所での交流活動の活性化、地域活動における障害者への合理的配慮の普及に取り組みます。

## 5 財源の確保

村（行政）において効果的かつ効率的な事業実施に努めるとともに、国や県に対して、計画の着実な実施に必要な財政的措置を講じるよう、要請していきます。

## 第5節 円滑な事業実施のための方策

本計画に基づく事業及びサービスの円滑な実施に向けて、次のことに取り組みます。

### 1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指します。

そのため、権利擁護制度の適切な利用を促進するなど、障害者の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

### 2 県・広域と連携した基盤整備

国は、障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、障害者が地域でサービスを利用できるよう、基盤整備を求めています。

本村では、県や富谷市・黒川地域自立支援協議会と連携しながら、また、相談支援を中心として、障害者などの生活環境が変化する節目を見据えて、中・長期的視点に立った継続した支援を行います。

また、利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業所の確保、人材の育成など）を進めます。

### 3 情報提供の充実

障害者が必要なサービスを適切に利用できるよう、また、障害者とその家族を支える住民の「障害」に関する理解が進むよう、県や富谷市・黒川地域自立支援協議会と連携しながら様々な機会を活用し、わかりやすくきめ細かな情報提供に努めます。

### 4 透明性の高い認定事業の実施（サービスの適正な支給決定）

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

## 第2章 施策の展開

### 方針1 誰もが自分らしく暮らす

#### 1 障害児への支援、医療環境の充実

##### <これまでの取組と今後の実施方針>

- 乳幼児家庭への全戸訪問、乳幼児健診時に言葉・情緒・身体発育などの相談を行い、発達の遅れや病気の早期発見に取り組んでいます。また、必要に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスの利用支援を行っています。
- 医療環境は、医療機関の協力を仰ぎ、在宅医療やリハビリテーションをはじめ、様々な障害や病気への医療サービスを提供しています。また、医療費助成（自立支援医療費支給、重度心身障害者医療費助成）の利用促進を図り、経済的負担の軽減に努めています。
- 宮城県医療的ケア児支援センター「ちるふぁ」と事例検討会を実施し、知見を蓄積しながら、今後も、発達の遅れや病気を早期に発見し、できる限り早く、適切な治療や支援につながるよう関係機関との緊密な連携を図るなど体制を整備します。
- 障害者も介助者も高齢化が進むことや、手帳交付を受けずに精神疾患で治療している人が多いことも踏まえ、精神疾患に対応できる保健・医療・介護の連携、職場における従業員の心の健康（メンタルヘルス）など、県や医療機関、関係機関との協力により支援体制を強化します。

##### <今後の重点事業>

重点事業	概要
医療的ケア児の受け皿の確保	○医療的ケア児等事例検討会の開催と視察研修の実施
障害児福祉事業の実施体制の構築	○保育所等訪問支援の支給決定
在宅医療と介護連携事業の充実	○生活支援コーディネーターとの連携による包括的支援体制 ○生活支援コーディネーターが把握した住民の現状を連携機関で共有
精神疾患対策	○富谷市・黒川地域自立支援協議会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



<指標>

内容	現状	目標
精神障害にも対応する連携体制の構築 (富谷市・黒川地域自立支援協議会)	仙台保健福祉事務所 圏域支援会議 (令和5年度)	設置 (令和8年度)

2 障害児保育・教育の充実

<これまでの取組と今後の実施方針>

- おおひら万葉こども園（幼保連携型認定こども園）及びききょう平保育園（保育所）では、集団保育の可能な障害児の受け入れのため、支援員を配置しています。今後も支援員の配置を継続し、障害児の受け入れ体制の充実に努めます。
- 小・中学校では、教育重点施策に「発達障害への理解と特別支援教育の充実」を定めて、特別支援学級への教育補助員の配置、障害児一人ひとりの個性を活かす指導に努めるとともに、個別の教育支援計画をもとに関係機関と連携して継続的な支援を行っていきます。
- 子どもの病気や障害に応じた指導を行うための教職員研修、保護者への子どもの病気や障害への正しい理解の啓発、学校施設のバリアフリー化への改修、個別の教育支援計画の作成、子ども同士の交流を通じた病気や障害への偏見を持たない教育の推進などの諸課題について、引き続き取り組んでいきます。

<重点事業>

重点事業	概要
障害児の指導体制の充実	○認定こども園などへの支援員配置 ○小・中学校の特別支援学級に教育補助員を配置 ○特別支援学校と連携した教職員、支援員、教育補助員の研修などの実施
特別支援教育でのICT教育の充実	○ICT機器の配備、更新（パソコン、タブレットなど） ○ICT機器を活用する、eラーニング（インターネットやマルチメディアなどの電子媒体を活用する教育システム）の研究

重点事業	概要
中・長期的な視点で一貫した教育的支援の実施	○個別の教育支援計画の作成 ○関係機関との連携強化

<指標>

内容	現状	目標
個別の教育支援計画の作成	就学する障害児 全員 (令和5年度)	就学する障害児 全員 (毎年度)

### 3 障害者の社会参加に向けた環境づくり

<これまでの取組と今後の実施方針>

- 富谷市・黒川地域自立支援協議会に就労ネットワークを設置し、特別支援学校を卒業する生徒を対象とした就労アセスメント体制を構築しています。
- 就労支援機関と就労サービス提供事業所の情報・意見交換会の開催、圏域内企業へのアンケート調査と企業訪問により、障害者の実習受け入れ企業の開拓に取り組んでいます。
- これらの取組を継続するとともに、就労意欲ある障害者が就労機会を得るために、富谷市・黒川地域自立支援協議会、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、サービス事業者、関係機関、企業との連携を一層強化していきます。
- 地域活動については、障害者自身の活動の環境づくりに向けて、地域や関係団体と協力して交流や活動の場を広げていくことが期待されます。その際、地域に出向いたパラスポーツの紹介や、地域スポーツ大会におけるパラ競技の実施など、地域行事やイベントに障害者（児）が参加しやすい工夫をするとともに、合理的配慮がなされた環境を整備します。

<重点事業>

重点事業	概要
障害者の就労支援	○就労移行支援の提供体制の充実 ○富谷市・黒川地域自立支援協議会、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、サービス事業者、関係機関、企業との一層の連携

重点事業	概要
就労機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労支援機関と就労サービス提供事業所の情報・意見交換会の定期開催</li> <li>○実習受け入れ企業の開拓の推進</li> <li>○村役場及び村教育委員会の障害者法定雇用率の達成</li> </ul>
工賃向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優先調達の普及と利用促進</li> </ul>
障害者が地域活動に参加する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移動支援、同行支援の充実</li> <li>○障害者団体の活動支援</li> <li>○地域の交流や活動の機会拡充</li> <li>○地域活動における合理的配慮の普及</li> <li>○タクシー利用助成事業の周知、利用拡大</li> </ul>
障害者の多様な活動の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化・芸術活動の充実</li> <li>○障害者スポーツの普及、指導者の育成</li> </ul>

#### <指標>

内容	現状	目標
移動支援事業の提供 (事業所の確保)	提供体制を整備 (令和5年度)	継続

## 4 障害の理解と人権尊重の推進

### <これまでの取組と今後の実施方針>

- 幅広い世代に障害や病気への正しい理解が浸透するよう、定期的な広報活動、障害者と交流する機会の充実、小・中学校での福祉教育の充実を進めています。また、富谷市・黒川地域自立支援協議会の相談支援ネットワーク会で事例検討会等を行っています。村役場では障害者差別解消法に関する職員対応要領を制定し、研修を通じて職員の意識向上を図っています。
- 今後も、あらゆる機会を通じて、外見からわかりづらい障害や病気も含め、交流の場を増やししながら、障害や病気に対する正しい理解の浸透のため、地域をあげた取組を推進します。
- 障害者の権利擁護のため、判断能力が不十分な障害者の権利と財産を守る成年後見制度と日常生活自立支援事業の認知度の向上、両制度の利用促進を図っています。
- 虐待防止法施行の周知を図り、家庭やサービス事業所における障害者の虐待防止に取り組んでいます。

○今後も引き続き、障害者の人権が尊重される社会に向けて、権利擁護制度の普及と利用促進、虐待防止体制の強化を図ります。

<重点事業>

重点事業	概要
病気や障害への正しい理解の浸透、差別解消の推進	○障害福祉施設を核とした交流機会の拡充 ○地域活動における合理的配慮の普及（1-3 再掲） ○障害者差別解消法セミナーの開催（毎年度）
権利擁護制度の普及	○成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知 ○権利擁護支援の充実
虐待の撲滅	○虐待防止法の周知

<指標>

内容	現状	目標
差別解消を普及する機会の増加	セミナー年1回 （令和5年度）	年1回継続 （毎年度）
	セミナー以外の 講習機会年1回 （令和5年度）	年1回継続 （毎年度）

## 方針2 誰もが安心して生活できる

### 1 障害者の期待に応える地域支援体制の充実

#### <これまでの取組と今後の実施方針>

- 富谷市・黒川地域自立支援協議会に相談支援ネットワーク会を設置、事例検討会や研修会を開催し、支援技術向上を図っています。
- 今後も、多様な生活課題を含む相談の増加も予想されることから、診察や相談時に障害者本人の症状と家庭環境を的確に把握するとともに、障害者本人が理解できるよう、診察結果や支援内容などを丁寧に伝える支援技術の一層の向上を図るとともに、分野横断的な支援を円滑に提供する連携体制を充実します。
- 必要な情報提供の体制として、村広報紙や「社協だより」(社会福祉協議会)などで障害者支援に関する定期的な掲載を行うだけでなく、村職員が地域に出向いて説明を行うなど、ボランティアと協力し、多様な情報提供機会の創出に努めます。

#### <今後の重点事業>

重点事業	概要
身近な相談支援機能の充実	○民生委員・児童委員の研修を通じた支援技術の向上
圏域内の相談支援体制の充実	○困難事例の迅速な支援の実施
多機能型障害福祉施設におけるサービスの提供	○生活介護、就労B、短期入所、指定特定相談支援、日中一時支援の円滑な実施 ○基本相談事業の実施(委託事業) ○登録者が24時間対応可能な支援体制の構築
社会福祉協議会の機能強化	○多機能型障害福祉施設を支援するボランティア活動の充実
生活支援体制整備事業 (障害と介護の連携)	○介護保険の生活支援コーディネーターと連携し、多様な機関・多様な資源が複層的に関わる包括的支援体制の構築 ○ボランティアなどによる各地域でのサロン活動の促進 ○地域とのつながりの薄い高齢者や障害者への「声掛け運動」の推進 ○地域保健福祉リーダーの育成・活動支援

## <指標>

内容	現状	目標
登録者に対する 24 時間対応可能な相談支援体制の構築	障害者等緊急時支援体制整備事業の実施 (令和 5 年度)	体制の継続
障害と介護の連携による地域サロン活動の拠点数	1 拠点 (令和 5 年度)	2 拠点 (令和 8 年度)

## 2 住まいの確保、地域安全対策の充実

### <これまでの取組と今後の実施方針>

- 誰もが安心して外出できるよう、歩道の確保、道路段差の解消、交通安全施設や点字ブロックの設置など、施設のバリアフリー化と交通安全対策を、順次、進めています。
- 障害者とその家族にとって特に重要となる緊急時の避難支援については、災害で避難する時に周囲から支援を受けるために事前に登録する避難行動要支援者名簿の整備普及に努めています。
- 今後も、避難行動要支援者名簿の更新を進め、必要に応じた個別避難計画を作成し、関係機関及び地域の連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制を充実させます。
- 近年、多発する自然災害を想定し、避難生活において特に配慮の必要な人のための福祉避難所について、社会福祉協議会、各種サービス事業所、医療機関などと連携しながら、災害対策部門とともに体制の整備を図ります。
- 障害者を犯罪被害や消費者被害から守る防犯対策についても、地域や関係機関と協力して取り組んでいきます。
- 施設や病院の入所・入院から地域での暮らしを望む人、あるいは家族からの独立を望む人などの住まいの確保に向けて、今後も、グループホームの誘致を進めます。

<今後の重点事業>

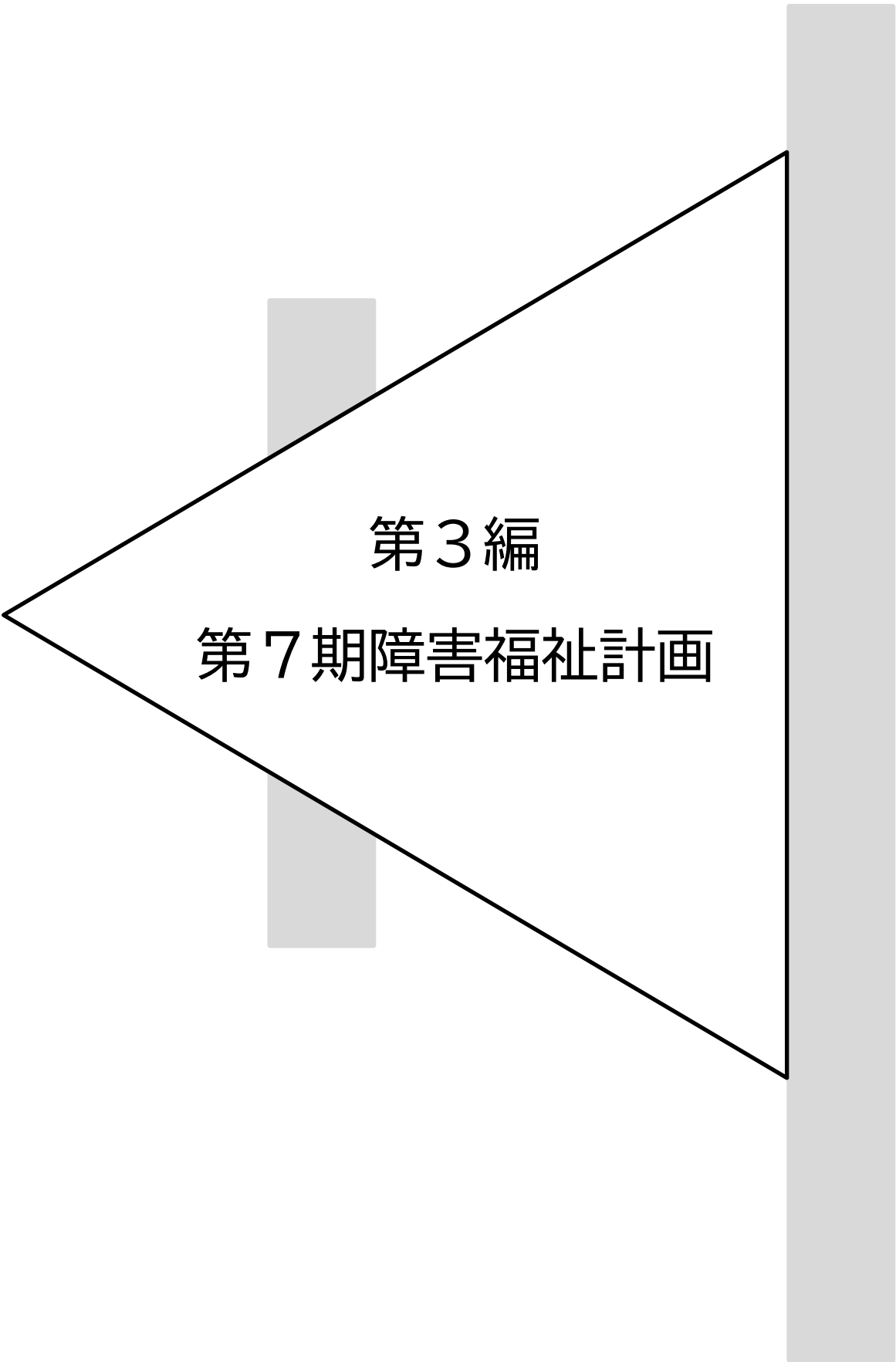
重点事業	概要
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災計画に位置づけられた災害時要援護者台帳と支援計画の整備</li> <li>○避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成</li> </ul>
住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅入居等支援事業の利用促進</li> <li>○障害や病気があっても暮らすことのできる住居（賃貸も含む）を確保</li> <li>○グループホームの誘致</li> </ul>

<指標>

内容	現状	目標
グループホームの誘致	4か所 (令和5年度)	6か所 (令和11年度末)







第3編

第7期障害福祉計画



## 第1章 基本方針

本村における、障害福祉サービスの基本方針は次のとおりです。

### 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人の自立と社会参加の実現に資する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を整備します。

### 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

最も身近な基礎自治体である大衡村が実施主体となり、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等を含めた障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実に努めます。

### 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供の体制を整えるとともに、障害のある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備や社会福祉法人等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し基盤整備を進めます。

また、精神に障害がある人にも対応した地域包括ケアの構築を進め、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現を目指します。

### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりと制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図り、包括的な支援体制を構築します。

## 5 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的にサービスを提供し、様々な事業を実施していくため、専門性を高める研修やハラスメント対策の実施、多職種の連携強化、ICTやロボットの導入を支援し、業務の効率化及び業務負担の軽減への取組を通じた人材の確保と定着を図ります。

## 6 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえながら、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえた支援を実施し、社会参加の促進に取り組んでいきます。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係部署と連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援を行います。

## 第2章 第6期障害福祉計画の進捗

本村では、国が示す基本指針等に即し、成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、地域移行や一般就労への移行に向けて、次のとおり取組を進めました。

### 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

<p>■国が示す基本的な考え方</p> <p>○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行（前回計画の未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。）</p> <p>○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減</p>	
---	--

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	9人	
令和5年度末の施設入所者数(B)	9人	・見込み数
削減見込(A-B)	【目標値】 1人	・差引減少見込み数
	【実績値】 0人	
地域生活移行者数	【目標値】 1人	・施設入所からグループホームなどへ移行した人の数
	【実績値】 0人	

#### [ 進捗状況 ]

- 地域生活への移行者の状況を確認し、必要な支援や移行にむけて取組を進めてきた結果、施設入所者数の削減はなく、地域生活への移行にはつながっていない状況です。
- 施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」へ本人の自己決定を尊重し、その家族など関係機関の理解や支援なども得ながら、移行ニーズや求められる支援などの把握と分析が必要になります。

- 相談支援機能の充実、体験の機会・場づくりに努めるとともに、地域自立支援協議会をはじめとする関係機関とのネットワークの強化を図り、地域での生活を支援する体制が求められます。

## 成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に行っていくよう、圏域に保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設定</li> <li>・協議の場について、次のとおり目標を設定</li> </ul>
---

### ①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項 目	数 値	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 年2回	【実績値】 年0回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	【目標値】 10人	【実績値】 0人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 年2回	【実績値】 年0回

### ②精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

項 目	【目標値】	【実績値】
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	0人
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	0人
精神障害者の地域共同生活援助利用者数	1人	0人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人

#### [ 進捗状況 ]

- 目標としている精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すための保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、富谷市・黒川地域自立支援協議会において設置されている協議の場で検討するなどの取組を進めていますが、設置にはいたっていません。

- 精神障害者が住み慣れた地域で、充実した生活を送ることができるよう、県が実施する仙台圏域の精神障害者地域支援会議での検討や、富谷市・黒川地域自立支援協議会で協議が必要となります。
- 精神障害者における地域移行支援等の利用はないことから、今後も利用促進を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められます。

### 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<p>■国が示す基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備</li> <li>○地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証、検討すること</li> </ul>
--

項目	【目標値】	【実績値】
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の充実に向けた検証・検討	年2回	年2回

#### [ 進捗状況 ]

- 各事業所で機能を分担する「面的整備」という考えの下、富谷市・黒川地域自立支援協議会での検討を経て、地域生活支援拠点の機能のひとつである「緊急時の受け入れ・対応」の体制を整備し、運用状況の検証及び検討を年2回実施しました。

## 成果目標4 福祉施設からの一般就労への移行等

### ■国が示す基本的な考え方

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行、就労継続（A型・B型））を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上
- 就労移行支援事業：1.30倍以上
- 就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- 就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

### ①一般就労への移行

項目	【目標値】	【実績値】
令和5年度年間の一般就労移行者数	3人	0人
令和5年度年間の就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人	0人
令和5年度年間の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	0人
令和5年度年間の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人	0人

※実績値は見込み数

### ②一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

項目	【目標値】	【実績値】
令和5年度の就労移行支援を通じて一般就労に移行する人の就労定着支援事業の利用者数	1人	0人
令和5年度（2023）末の就労定着率8割以上の事業所	7割以上	—

※実績値は見込み数

### [ 進捗状況 ]

- 一般就労への移行を進めるため、障害者本人、学校、富谷市・黒川地域自立支援協議会、サービス事業所、近隣の企業経営者との一層の連携を図りましたが、実績には結びついていない状況です。今後も、就労ニーズの状況を把握し、一般就労への移行促進が必要となります。



## 成果目標 5 相談支援体制の充実・強化等

### ■国が示す基本的な考え方

○相談支援体制の充実・強化を推進するため、令和5年度末までに、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこと

項目	【目標値】	【実績値】
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施
専門的な指導・助言件数	年12件	年12件
人材育成の支援件数	年12件	年12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年12回	年12回

### 〔進捗状況〕

○基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施しました。今後も、地域の相談支援体制の強化を実施する体制の継続が求められます。

## 成果目標 6 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

項目	【目標値】	【実績値】
サービスの質の向上を図るための体制	有	有
障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への村職員の参加人数	2人	2人
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	有
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	年12回	年12回

### 〔進捗状況〕

○障害者総合支援法の具体的内容を理解し、本村の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、適正な運営を行っている事業所を確保し、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築しました。今後も、利用者が真に必要なサービス等を提供していくため、体制を継続し、障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用や指導監査結果の関係自治体等との共有が求められます。

### 第3章 第7期障害福祉計画における成果目標

国の基本指針等に基づき、成果目標について直近の状況等を踏まえて令和8年度末における成果目標の見直しを行うとともに、福祉施設入所者の地域生活への移行促進、地域生活支援拠点等の整備及び福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備について、令和8年度における成果目標を次のとおり設定します。

さらに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、新たに成果目標を設定するとともに、関係機関等と連携しながら整備を行っていきます。

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、基準となる時点を令和4年度末時点とし、これまでの実績、障害者の高齢化・重度化の状況等、地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

##### ■国の基本指針に定める目標値

1. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
2. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数 (A)	9人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	8人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 ・入所者数削減見込 (C = A - B) ・削減率 (C / A × 100)	1人 11.1%	入所者数に係る差引削減見込数
【目標値】 ・地域生活移行者数 (D) ・地域移行率 (D / A × 100)	1人 11.1%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

## 2 地域生活支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の体制充実を図ります。

また、強度行動障害の方に関しては、各関連施設や事業所と連携し、支援ニーズを把握し支援体制の整備・充実を図ります。

### ① 地域生活支援の充実

#### ■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度 1回 令和7年度 1回 令和8年度 1回

### ② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

#### ■国の基本指針に定める目標値

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での支援体制の有無	有

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

障害者のニーズ及び適性や能力に応じた就労ができるよう、事業者・ハローワーク等と協力し、情報の共有や提供に取り組みます。

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

##### ■国の基本指針に定める目標値

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数合計（A）	0人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の合計数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 一倍	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の合計数

（就労移行支援事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	0人 一倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の事業所の数（C）	1箇所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数（D） 目標値 = D / C	1箇所 100%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数

(就労継続支援A型事業)		
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	0人 — 倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数

(就労継続支援B型事業)		
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	1人 — 倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

## ② 就労定着支援事業の利用者数

<p>■国の基本指針に定める目標値</p> <p>令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p>
--

項目	数値	備考
令和3年度利用者数 (A)	0人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
《目標値》 令和8年度末の利用者数 (B) 目標値 = B / A	1人 — 倍	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

### ③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

**■国の基本指針に定める目標値**

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

項目	数値	備考
令和4年度の就労定着支援事業所の数(A)	1箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
≪目標値≫ 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数(B) 目標値 = B / A	1箇所 100%	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

## 4 相談支援体制の充実・強化

地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援体制の整備に努めます。

**■国の基本指針に定める目標値**

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を整備する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	数値	備考
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	各市町村において設置する
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援など

## 5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修を実施し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所と情報の共有を図っていきます。

### ■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	数値	備考
目標年度末時点での障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有など

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量

### 第1節 訪問系サービス

居宅での生活を支援するサービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があり、介護給付としてサービスが提供されます。

#### [ 各サービスの概要 ]

種類	内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がととも高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### [ 各サービスの利用実績と見込量 ]

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	3	3	3	5	6	7
	時間	66	60	55	70	80	90
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	130
同行援護	人	0	0	0	2	2	3
	時間	0	0	0	4	4	6
行動援護	人	1	1	1	2	2	3
	時間	2	2	2	4	4	6
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

#### [ 第6期のサービスの利用状況 ]

○訪問系サービスについては、令和5年度現在、村外のサービス事業所により提供されています。



- 利用されているサービスは居宅介護、行動援護であり、第6期においては、利用人数はほぼ横ばいの推移にありますが、利用時間数については、減少しているサービスもあります。

[ 第7期見込み量の設定の考え方 ]

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえて、今後の利用ニーズの伸びを勘案しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

- 現状では計画期間における見込み量の確保は可能と考えられますが、引き続き、既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込量を確保します。
- 訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、多様なニーズが想定される一方、こうした多様性が十分な利用に結びついていないことも考えられます。そのため、障害特性を理解できるヘルパーの育成など、サービスの質の向上に努めながら、利用促進を図ります。

## 第2節 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）があります。

生活介護、療養介護は介護給付として、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援は訓練等給付としてサービスが提供されます。

また、新たなサービスとして就労選択支援が創設されました。

### [ 各サービスの概要 ]

種類	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援（新規）	本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて、希望や適性、地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[ 各サービスの利用実績と見込量 1/2 ]

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	16	16	17	18	19	20
	人日	326	333	333	353	372	392
重度障害者	人				0	0	0
	人日				0	0	0
重度障害者以外	人				1	1	1
	人日				20	20	20
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	15
自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	20	20	20	20	20	20
(新設) 就労選択支援	人				—	0	1
就労移行支援	人	0	2	1	1	1	1
	人日	0	15	11	15	15	15
就労継続支援 (A型)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	15	10	2	15	15	15
就労継続支援 (B型)	人	15	14	15	16	17	18
	人日	226	195	205	240	255	270
就労定着支援	人	1	1	1	1	1	2
療養介護	人	4	4	4	4	4	4
	人日	121	122	122	122	122	122

[ 各サービスの利用実績と見込量 2/2 ]

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人	9	8	9	10	11	12
	人日	42	43	53	59	65	71
重度障害者	人	/	/	/	0	0	0
	人日	/	/	/	0	0	0
重度障害者以外	人	/	/	/	0	0	0
	人日	/	/	/	0	0	0
短期入所（医療型）	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	2	2	2
重度障害者	人	/	/	/	0	0	0
	人日	/	/	/	0	0	0
重度障害者以外	人	/	/	/	0	0	0
	人日	/	/	/	0	0	0

※単位の「人日」は、月間の利用見込人数×1人1月当たり平均利用見込日数です。

[ 第6期のサービスの利用状況 ]

- 日中活動系サービスについては、令和5年度現在、村内に生活介護、就労継続支援（B型）、短期入所を提供するサービス事業所があり、他のサービスは村外の事業所より、提供されています。
- 第6期においては、利用人数は、生活介護は増加傾向で推移していますが、他のサービスはほぼ横ばいないしは増減しながらの推移となっています。

[ 第7期見込み量の設定の考え方 ]

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえて、増加している生活介護は、その傾向が継続するものとして算定しました。
- 生活介護以外のサービスは、第6期の推移が継続するものとして算定しました。
- 利用日数の見込みについては、第6期各年度の1人当たり利用日数をもとに利用人数に乗じて算定しました。
- 見込量の新たな区分として新設された「医療的ケアを必要とする方」等について、生活介護と短期入所において各1人を見込みました。
- 新設サービスの就労選択支援は、今後の適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげる支援として1人の利用を見込みました。

[ 見込み量確保の方策 ]

- 現状では計画期間における見込量の確保は可能と考えられますが、引き続き、既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込量を確保します。
- 特に利用増にある生活介護、短期入所（福祉型）については、富谷市・黒川地域自立支援協議会と引き続き連携し、計画的なサービスの提供、サービスの質の維持・向上など一層努めるとともに、利用者への情報提供や移動手段の確保を図ります。

### 第3節 居住系サービス

住まいの場を提供する居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。施設入所支援は介護給付としてサービスが提供され、自立生活援助、共同生活援助は訓練等給付としてサービスが提供されます。

#### [ 各サービスの概要 ]

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

#### [ 各サービスの利用実績と見込量 ]

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	5	5	6	6	6	7
重度障害者	人				0	0	0
それ以外	人				0	0	0
施設入所支援	人	9	9	9	9	9	8

#### [ 第6期のサービスの利用状況 ]

- 居住系サービスについては、令和5年度現在、村外のサービス事業所により提供されています。
- 第6期においては、自立生活援助の利用実績はなく、共同生活援助、施設入所支援はほぼ横ばいの推移となっています。

#### [ 第7期見込み量の設定の考え方 ]

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移が継続するものとして算定しました。
- なお、施設入所支援については、地域移行の成果目標を踏まえ、最終年度の利用人数を8人と算定し、減少分を共同生活援助に見込みました。

[ 見込み量確保の方策 ]

- 現状では計画期間における見込量の確保は可能と考えられますが、引き続き、既存事業所でのサービス提供状況を確認しながら、計画的な整備、事業者の確保に努めます。
- 自立生活援助については、利用できるサービス事業所はありませんが、地域定着支援など類似するサービスがあるため、今後も開設予定はありませんが、利用ニーズの動向を注視し、必要な対応を講じます。
- 施設入所支援については、入所者の高齢化が進んでいることから、状況に応じ、介護保険施設など適切な施設の利用に向けて関係者と情報共有を行います。

## 第4節 相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

### [ 各サービスの概要 ]

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細やかにサービス等利用計画の作成および計画の見直しを行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障害者又は障害者施設等に入所している障害者について、住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障害者につき、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急時等に相談等必要な支援を行います。

### [ 各サービスの利用実績と見込量 ]

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	12	9	7	10	10	10
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人	4	4	4	5	6	7

### [ 第6期のサービスの利用状況 ]

- 相談支援については、令和5年度現在、村内または村外のサービス事業所により提供されています。
- 第6期においては、地域移行支援の利用実績はなく、計画相談支援、地域定着支援はほぼ横ばいの推移となっています。

### [ 第7期見込み量の設定の考え方 ]

- 利用人数の見込みについては、第6期の推移をもとに、高齢者の介護保険への移行、地域移行ニーズの増加などを勘案して各年度のサービス見込量を算定しました。

### [ 見込み量確保の方策 ]

- 現状では計画期間における見込量の確保は可能と考えられますが、富谷市・黒川地域自立支援協議会と引き続き連携し、計画的なサービスの提供に努めます。
- また、サービス事業所で働く人材の確保、相談支援専門員の資質向上、質の高いサービス提供への支援に取り組みます。



## 第5節 発達障害者等のサービス

### 1 発達障害者に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。県や近隣市町と引き続き連携して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の整備と、それらの支援プログラム等の実践者の計画的な養成について検討します。

種類	内容
ペアレントトレーニング	保護者などがロールプレイや宿題を通じて子どもへの肯定的な働きかけなどを学ぶことによって、保護者などの心理的なストレスの改善や子どもの適切な行動などを促す方法です。
ペアレントプログラム	保護者が自分自身や子どもについて行動の面から把握することで、認知的な枠組みを修正していくことを目的としたプログラムです。
ペアレントメンター	発達障害を持つ子どもを育てた経験のある保護者が、自身の育児経験を活かして、同じ悩みを抱える保護者などに対して相談や情報提供を行う活動です。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、その体験によって生ずる感情を共有することで安心感や自己肯定感を得る活動です。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害がある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、関係機関と連携する地域包括ケアシステムの構築を目指します。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	0	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	0	2	2	2
精神障害者の地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人	0	0	0	1	1	1
精神障害者の自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	1	1	1

### 3 相談支援体制の充実・強化のための取組

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築します。

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	2	2	2
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	3	3	3
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	1	1	1
個別事例の支援内容の検証の実施	回	1	1	1
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	1	1	1
	団体	1	1	1
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	1	1	1
	回	1	1	1

### 4 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に担当職員が参加し、サービスの質の向上に努めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を自立支援協議会等で共有し、適正な審査・請求を通じて、事業所の運営を支援します。

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1

## 第5章 地域生活支援事業

### 第1節 必須事業

#### 1 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者及び家族向けのフォーラムや研修会、民生委員・児童委員や保健活動推進員への研修会、村のイベントなどの機会を通じ、住民に対して障害への理解をさらに深めるため、周知活動や広報活動、研修会などを行う事業です。

また、地域におけるあらゆる活動（地域行事、学校行事、福祉、防災、環境、スポーツなど）に障害者が参加できるように、主催団体の理解を深めるとともに、障害者の参加しやすい環境づくりに努めます。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

#### 2 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援し、共生社会の実現を図る事業です。

地域で生活する障害者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、取り組んでいきます。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

### 3 相談支援事業

相談支援事業は、障害者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う事業です。

相談支援事業については、富谷市・黒川地域自立支援協議会と引き続き連携し、これまでどおり継続します。

住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

引き続き現行体制を継続し、きめ細かな相談に応じるとともに、相談窓口の周知や訪問、巡回による相談受付、迅速な情報提供、障害福祉サービスの利用支援など、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むための必要な援助に努めます。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有

### 4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

今後も障害者自身の高齢化や介助者の高齢化により、成年後見が必要な人の増加が想定されることから、事業の周知を図りながら、現行体制を継続します。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	1	1	1	1

(単位は実利用人数)

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

引き続き事業実施に向けて、富谷市・黒川地域自立支援協議会と検討していきます。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無

## 6 意思疎通支援事業

聴覚、音声、言語機能、視覚、その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に対し提供するサービスとして、手話通訳者派遣事業は（社）宮城県ろうあ協会へ、要約筆記者派遣事業は宮城県障害者社会参加推進センターを通じてボランティアサークルへ、それぞれ派遣依頼して実施しています。

引き続き事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

また、手話通訳者設置事業は、聴覚障害者の生活相談や役場での各種手続きがスムーズに行えるよう担当課に手話通訳者を配置する事業です。聴覚障害者のコミュニケーション支援のため事業の実施を検討します。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人	1	1	1	1
	件	1	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人	1	1	1	1
	件	1	1	1	1

(単位は実利用人数、年間延べ件数)

## 7 日常生活用具給付等事業

障害者の日常生活や社会生活を支援するため、補装具以外の日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。また、住宅改修費を給付します。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	3	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	4	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	3	1	1	1
排泄管理支援用具	人	12	12	12	12
住宅改修費	件	1	1	1	1

(単位は実利用人数、年間延べ件数)

## 8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声、言語機能に障害のある人との交流活動の促進のため、村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行う事業です。

宮城県聴覚障害者協会の養成講座を、富谷市・黒川地域自立支援協議会で開催することを検討します。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施数	1	0	1	0

## 9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動に必要な支援を行います。

今後は、利用希望に沿ったサービス提供ができるよう、富谷市・黒川地域自立支援協議会と連携して事業所の確保に努めます。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	か所	1	1	1	1
	人	0	2	2	2
	延時間	0	48	48	48

(単位は年間延べ利用時間数、実利用人数)

## 10 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障害者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。従来の事業内容に加えて、令和6年度よりひきこもり支援事業を実施します。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1
	人	12	12	12	12

(単位は登録者数)

## 第2節 任意事業

各市町村の判断による任意事業として、本村では、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得・改造助成事業、障害児子育て支援サービス事業、障害福祉サービス等利用者負担額助成事業を実施しています。

日中一時支援事業は、障害者の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業です。

訪問入浴サービス事業は、居宅において入浴することが困難な障害者等に対し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図るものです。

自動車運転免許取得・改造助成事業は、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成、自動車を改造する際の費用の一部を助成し、障害者の社会参加の促進を図っています。

障害児子育て支援サービス事業は、障害児を預かり、個々の発達に応じた日常生活支援や創作活動を行います。また、保護者の相談支援や交流会を実施し、子育てに関する不安解消や情報交換・情報提供を行います。

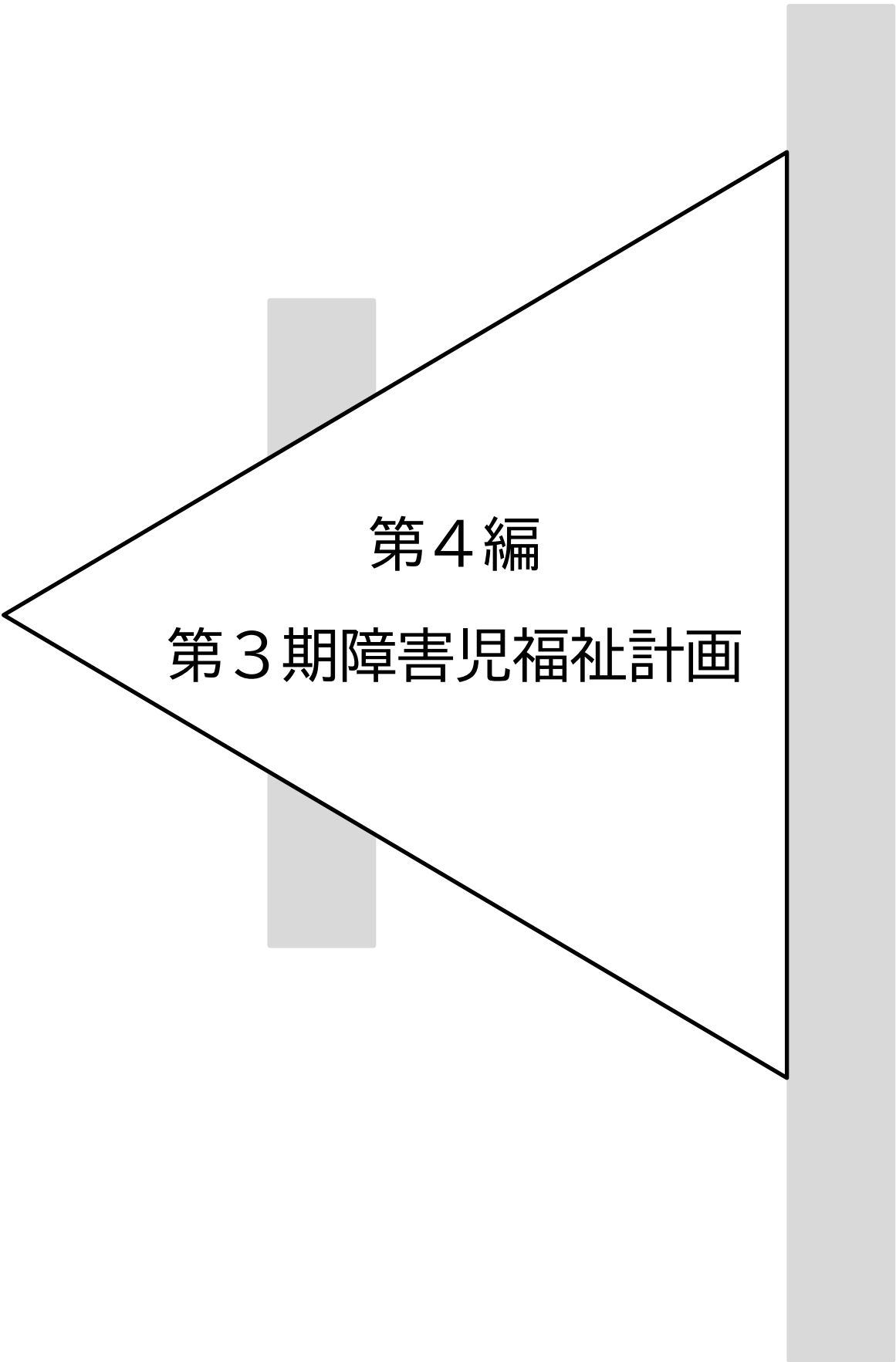
障害福祉サービス等利用者負担額助成事業は、障害福祉サービス、補装具、日常生活用具、障害児施設のサービス利用者負担額の一部助成により利用者の経済的負担を軽減し、障害者の自立支援を行います。

各事業について、今後もサービスの周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

種類	単位	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	人	4	5	5	5
訪問入浴サービス	人	1	1	1	1
自動車免許取得・改造助成事業	人	1	1	1	1
障害児子育て支援サービス事業	人	2	2	2	2
障害福祉サービス等利用者負担額助成事業	件	28	30	30	30

(単位は年間の実利用人数、延べ件数)





第4編

第3期障害児福祉計画



## 第1章 基本方針

本村における、障害児支援の提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

### 1 地域支援体制の構築

障害児通所支援、障害児入所施設等における障害のある子ども及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、児童発達支援センターを中核とする支援体制の整備を図ります。

### 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策や教育委員会等の関連施策との連携により障害児通所支援の体制を整備するとともに、障害のある子どもの健全な育成のため、保健施策や医療施策との緊密な連携を図るとともに、こども家庭サポートセンターと連携した支援体制の構築に努めます。

また、就学時及び卒業時においては、教育委員会、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を行い、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

### 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築に努めます。

### 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児、医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害のある子ども、虐待を受けた障害のある子ども等、特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援にあたっては、その支援ニーズを把握し、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等、関係者の連携を図り、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援体制を整備します。

## 5 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害のある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を行い、適切な支援を行う上で関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築に努めます。

## 第2章 第2期障害児福祉計画の進捗

国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある子どもの状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、取組を進めました。

### 成果目標1 児童発達支援センターの設置

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本
- 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

項目	数値	
児童発達支援センターの設置	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で1か所

[ 進捗状況 ]

- 圏域内で1か所設置されています。現行の体制を継続しました。

### 成果目標2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本

項目	数値	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で1か所

[ 第2期計画での取組 ]

- 圏域内で1か所設置されています。現行の体制を継続しました。

### 成果目標3 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本
- 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

項 目	数 値	
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で1か所

[ 第2期計画での取組 ]

- 圏域内で1か所設置されています。現行の体制を継続しました。

### 成果目標4 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

■国が示す基本的な考え方

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本
- 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

項 目	数 値	
医療的ケア児に対する協議の場の設置	【目標値】 圏域で1か所	【実績値】 圏域で1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人

[ 第2期計画での取組 ]

- 圏域内で1か所設置されています。現行の体制を継続しました。

### 第3章 第3期障害児福祉計画における成果目標

#### 1 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のための発達支援を目指すため、障害児とその家族に対し、関係機関が連携し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する支援体制の構築を図ります。

##### ① 障害児支援の提供体制

###### ■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・ 児童発達支援センター：少なくとも1か所以上（圏域での設置も可。または、担当部局が中心となって同等の機能を有する体制を整備）
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上（圏域でも可）。

項目	数値	備考
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置
目標年度末時点での障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保

## ② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

### ■国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数値	備考
目標年度末時点での協議の場	有	各市町村に設ける
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	コーディネーターを配置することを基本とする



## 第4章 障害児支援サービスの見込量

障害児を支援するサービスには、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障害児通所支援及び障害児相談支援（障害児支援利用計画作成）があります。

### 第1節 障害児通所支援等

#### [ 各サービスの概要 ]

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

#### [ 各サービスの利用実績と見込量 ]

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	9	7	7	9	9	9
	人日	42	48	45	62	62	62
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	回	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	12	15	12	15	15	15
	人日	95	103	119	163	163	163
保育所等訪問支援	人	3	1	2	3	3	3
	回	1	1	1	1	1	1

#### [ 第2期のサービスの利用状況 ]

- 居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援は利用実績がありません。
- 利用実績のある児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、利用人数、利用日数等、いずれも増減しながらの推移となっています。

[ 第3期見込み量の設定の考え方 ]

○利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえて、増減のあるものは、最大値としました。

[ 見込み量確保の方策 ]

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、ニーズを適切に把握しつつ、サービス事業所や関係機関と連携して利用者の要望に対応する事業実施に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援については、ニーズを把握しながら、実施の可能性について富谷市・黒川地域自立支援協議会やサービス事業所、関係機関と協議します。

第2節 障害児相談支援

[ 各サービスの概要 ]

事業項目	事業内容
障害児相談支援	障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

[ 各サービスの利用実績と見込量 ]

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	22	20	20	22	22	22

[ 第2期のサービスの利用状況 ]

○各年度 20～22 人の利用となっています。

[ 第3期見込み量の設定の考え方 ]

○利用人数の見込みについては、第6期実績の最大値としました。

[ 見込み量確保の方策 ]

- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの円滑な利用に向けて、富谷市・黒川地域自立支援協議会と引き続き連携し、事業の利用者全員に障害児支援利用計画を作成します。
- また、サービス事業所で働く人材の確保、相談支援専門員の資質向上、質の高いサービス提供への支援に取り組めます。

# 資料編



## 1 大衡村障害基本計画等策定委員会設置要綱

平成18年9月26日

告示第100号

改正 平成21年1月6日訓令第1号

平成27年2月20日訓令第3号

平成28年3月30日告示第41号

平成29年7月20日告示第76号

令和2年2月4日告示第12号

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するための福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、大衡村障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(審議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他障害福祉に関する計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の内から15人以内の委員を村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療施設の関係者
- (3) 障害者団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 村長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理

する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該計画等を策定する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(謝礼等の支給)

第7条 委員には、別表の定めるところにより、謝礼及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年1月6日訓令第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月20日訓令第3号）

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第41号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月20日告示第76号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月4日告示第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

役職名	謝礼	費用弁償
委員長	6,500円	1,500円
委員	6,300円	1,500円

## 2 大衡村障害基本計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

番号	委員構成	氏名	役職名	備考
1	1号委員	庄子明宏		委員長
2	2号委員	齊藤秀和	大衡村社会福祉協議会 事務局長	副委員長
3	2号委員	大和田悠介	社会福祉法人 みんなの輪 わ・は・わ大衡 管理者	
4	2号委員	門間明希子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 地域支援センターぱれっとよしおか	
5	4号委員	片平美絵	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部 母子・障害第二班 主幹	
6	4号委員	浅野美和	宮城県利府支援学校	

第3条 推進会議の委員会は、次に掲げる者の内から5名以内の委員を村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療施設の関係者
- (3) 障害者団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 村長が特に必要と認める者

## 3 計画の策定経過

年月日	会議等	主な協議事項
令和5年(2023年) 6月27日	第1回 大衡村障害基本計画等策定委員会	○委員長、副委員長の選出 ○策定概要・スケジュール説明 ○アンケート調査検討
令和5年(2023年) 10月26日	第2回 大衡村障害基本計画等策定委員会	○基礎調査結果の報告 ○計画素案について
令和6年(2024年) 1月15日	第3回 大衡村障害基本計画等策定委員会	○計画素案の協議
	パブリックコメントの実施	
令和6年(2024年) 2月19日	第4回 大衡村障害基本計画等策定委員会	○計画最終案の協議 ○計画概要版の協議

## 4 用語説明

あ行	
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする児童。
インクルーシブ教育	障害の有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、可能な限り同じ場でともに学ぶ教育のこと。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
高次脳機能障害	交通事故や転倒などによる外傷や病気によって脳の一部に損傷を受けたことによる、「新しいことが覚えられない」「すぐに忘れる」「意欲がなくなる」「集中力が続かない」「周囲とうまくコミュニケーションがとれない」などの後遺症。
合理的配慮	障害者差別解消法で定められた規定。役所や事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別にあたる。
さ行	
最善の利益	「児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもに関わりのあることを行う時、子どもにとって何が最も良いことかを考え、子どもの利益が最優先されなければならないという考え方。
肢体不自由	身体障害のひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体。様々な問題を地域社会の力で解決しようとする住民福祉を推進し、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指している。



さ行	
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障害者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害者基本法	障害者の自立及び社会参加支援などのため、基本的理念、国・地方公共団体などの責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とする法律。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害保健福祉施策を講ずる法律。
児童福祉法	児童福祉を保障するため、児童が持つべき権利の保障や支援が定められた法律。平成28年5月改正で、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられた。
自閉スペクトラム症	主に社会的なコミュニケーションの困難さや空間・人・特定の行動に対する強いこだわりがある等、多種多様な障害特性のみられる発達障害のひとつ。
自立支援医療	障害にかかる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体に一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事が交付する手帳。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。

た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域自立支援協議会	障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者一人ひとりの具体的な支援策の検討など。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。
特別支援学級	小学校、中学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級。
特別支援学校	障害を持つ児童生徒などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校。
な行	
難病（難病患者）	①原因不明、治療方針未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾病。 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。
ノーマライゼーション社会	障害のある人もない人も誰もが特別に区別されることなく、個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

は行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
ピアサポート活動	同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動。
ペアレントトレーニング	保護者（養育者）の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチのひとつ。
補装具	身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ま行	
民生委員・児童委員	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。
ら行	
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。
療育手帳	一定以上の知的障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度を判定し、都道府県の療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。
レスパイト	介護を担っている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとる「介護者のため」のケアを指す。

大衡村

第4次 障害者基本計画  
第7期 障害福祉計画  
第3期 障害児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：大衡村健康福祉課

〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地

電 話 022-345-0253（直通）

F A X 022-345-6630（直通）

e-mail : fukushi@village.ohira.miyagi.jp